

石狩市石狩川河口海浜植物等保護条例に基づく
「聚富地区」（通称「シップ原生花園」）の保護地区指定について
(継続)

1. 「聚富地区」の指定に係るパブリックコメントへの回答（案）
2. 「聚富地区」の指定に係る「石狩川河口海浜植物等保護条例」の変更について（案）

平成 23 年 10 月 20 日

石狩浜海浜植物保護センター

「石狩川河口海浜植物等保護条例に基づく聚富地区の指定について」パブリックコメントに対する回答（案）

意見の要旨	回 答
今回指定の面積 8ha では狭く、もっと広範囲に指定する必要があると感じます。	【参考】 今回指定の地域は、旧厚田村が車乗り入れ防止柵を設置して保全してきた現在の石狩市有地です。海浜植物群落が生育する海浜地の大部分は国有地であり、保護地区指定に当たっては、今後必要に応じて、多様な利用と調整を図りながら、海岸管理者らと協議を重ね、指定地域の拡大も検討していくこととしています。
「石狩市石狩川河口海浜植物等保護条例」が今回適用されていますが、厚田村、浜益村と合併した新石狩市においては、里山、山岳地帯にも保護が必要な自然があるものと思われます。石狩川河口と区域を限定したものから、さらに広範囲の地域を指定する条例へと見直す必要があります。	【参考】 今回の聚富地区の指定は、現石狩川河口海浜植物等保護条例を適用するもので、厚田区、浜益区の海浜地を対象とするにあたり、条例名の変更を検討します。 また、本条例の他、里山、山岳地帯については、自然公園法、道自然環境保全条例、市自然保護条例など、必要に応じ、適用を検討していきます。
石狩川河口海浜植物等保護条例は、市民の認知度が低いようです。市主催の自然観察会等を通じて広く市民に周知する努力が必要です。	【既実施】 本条例は、石狩川河口部（後にはまなすの丘公園の一部と重複）の自然環境を保全するため、昭和 5 3 年に制定され、保護地区の保全に大きな成果を挙げてきました。 石狩川河口地区が条例による海浜植物等保護地区であることは、毎年数回開催する自然観察会や刊行物（年 4 回発行）、ホームページ（年間アクセス数 1 5 , 0 0 0 件）等でも周知を図っています。今後も、継続して周知を図るとともに、今回指定する聚富地区においても、周知に努めます。

石狩川河口海浜植物等保護条例の条文が資料として添付されていれば、また違った意見が出せたと思われます。	【参考】 今後、同様のパブリックコメント実施時には、参考とします。
規制内容に「自生しない動植物の持ち込みの禁止」とありますが、地域特有の種があるのだが、見た目だけでは区別がつかないことも多いことより、「動植物の持ち込みを禁止する」とすべきです。	【採用】 「自生しない動植物の持ち込みの禁止」は、生物多様性保全の観点から、「動物を放つこと、又は植物を植栽し、若しくは種子をまくことの禁止」とします。
当該地域の保護スタンスとして、徒歩での通行や立ち入り観察などは規制されないように感じられます。厚田村では木柵をめぐらせ、立ち入りできないようにしていました。海浜植物群落を良好な状態で保全するためには、」立ち入り禁止又は木道等遊歩道の設置が必要です。	【参考】 徒歩での通行や立ち入り観察が、当該地域の自然環境に影響を及ぼす行為となりうるため、既存の踏みわけ道等を遊歩道に活用するなど、決められた場所以外には立ち入らないよう、現地に看板等を設置し周知します。

「聚富地区」の指定に係る「石狩川河口海浜植物等保護条例」の変更について（案）

現行	変更後
※下線部が変更予定箇所	
石狩市<u>石狩川河口</u>海浜植物等保護条例 （目的） 第1条 この条例は、<u>石狩川河口周辺地区</u>を適正に管理し、良好な自然環境の保全を図るとともに、優れた海浜植物等の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） <u>河口地区</u> <u>石狩川河口周辺</u>の規則で定める<u>区域</u>をいう。 （2） 海浜植物等 <u>河口地区</u>において生息する動植物をいう。 （行為の禁止） 第3条 何人も、<u>河口地区</u>においては、次に掲げる行為をしてはならない。 （1） 工作物の新築 （2） 立木の伐採又は植物の採取	石狩市海浜植物等保護条例 （目的） 第1条 この条例は、良好な<u>海岸</u>の自然環境の保全を図るとともに、海浜植物等の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） <u>海浜植物等保護地区</u> 規則で定める区域をいう。 （2） 海浜植物等 <u>海浜植物等保護地区</u>において生息する<u>動物及び生育する植物</u>をいう。 <u>（意見の聴取）</u> 第3条 市長は、海浜植物等保護地区を定めるときは、あらかじめ石狩市環境基本条例（平成12年条例第49号）第36条第1項に規定する石狩市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は解除するときも、同様とする。 （行為の禁止） 第4条 何人も、<u>海浜植物等保護地区</u>においては、次に掲げる行為をしてはならない。 （1） 工作物の新築

(3) 広告物その他これに類するものの掲示又は設置 (4) 家畜の放牧 (5) 火入れ又はたき火 (6) 車馬を乗り入れ、又は航空機を着陸させる行為 (7) <u>海浜植物等以外の動植物の持込み</u> (8) 土砂又はごみその他の汚物の投棄 (9) 前各号に定めるもののほか、市長が<u>河口地区</u>の管理上特に禁止する必要があるものとして規則で定める行為 2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。 (1) 災害の発生又はその拡大を防止するために必要な措置として行う行為 (2) 河川管理者又は海岸管理者が行う公益上必要な行為 (3) <u>自然環境を保全する目的で行う行為であって、市長がやむを得ない事由があると認めて許可するもの</u> (行為の制限) <u>第4条</u> <u>河口地区</u>において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合もまた同様とする。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為 (2) 業として行う写真又は映画等の撮影 (3) 興行 (4) 競技会、集会、展示会、その他これらに類する催しのために<u>河口地区</u>の全部又は一部を独占して使用する行為 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。	(2) 立木の伐採又は植物の採取 (3) 広告物その他これに類するものの掲示又は設置 (4) 家畜の放牧 (5) 火入れ又はたき火 (6) 車馬を乗り入れ、又は航空機を着陸させる行為 (7) <u>動物を放し、植物を植栽し、又は種子をまく行為</u> (8) 土砂又はごみその他の汚物の投棄 (9) 前各号に定めるもののほか、市長が<u>海浜植物等保護地区</u>の管理上特に禁止する必要があるものとして規則で定める行為 2 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。 (1) 災害の発生又はその拡大を防止するために必要な措置として行う行為 (2) 河川管理者又は海岸管理者が行う公益上必要な行為 (3) <u>海浜植物等保護地区に関する保全事業の執行として市長が行う行為</u> (4) (変更前第3号と同じ。) (行為の制限) <u>第5条</u> <u>海浜植物等保護地区</u>において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合もまた同様とする。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為 (2) 業として行う写真又は映画等の撮影 (3) 興行 (4) 競技会、集会、展示会、その他これらに類する催しのために<u>海浜植物等保護地区</u>の全部又は一部を独占して使用する行為 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
--	---

3 市長は、申請に係る行為が海浜植物等に影響を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。

4 市長は、第1項の許可に、自然環境の保全上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(監督処分)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは河口地区からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定に違反している者
- (2) 許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は当該行為により生ずる損害を防止するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 海浜植物等の保護に関する工事等のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 河口地区の自然環境の保全に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(監視員の設置)

第6条 河口地区の環境を保全する目的をもって監視を行うため、石狩川河口海浜植物等保護監視員（以下「監視員」という。）を置く。

2 監視員は、市長が任命する。

3 市長は、申請に係る行為が海浜植物等に影響を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。

4 市長は、第1項の許可に、自然環境の保全上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(監督処分)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは海浜植物等保護地区からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定に違反している者
- (2) 許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者 2 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は当該行為により生ずる損害を防止するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 海浜植物等の保護に関する工事等のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 海浜植物等保護地区の自然環境の保全に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(監視員の設置)

第7条 海浜植物等保護地区の環境を保全する目的をもって監視を行うため、石狩市海浜植物等保護監視員（以下「監視員」という。）を置く。

2 監視員は、市長が任命する。

3 監視員は、<u>第3条第1項</u>又は<u>第4条第1項</u>の規定に違反する者に対して、行為の中止又は<u>河口地区</u>からの退去を指示する権限を行う。 4 監視員は、前項に規定する権限を行使する場合は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 (過料) <u>第7条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。 (1) 第3条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者 (2) <u>第4条第1項</u>の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者 (3) <u>第5条</u>の規定による市長の命令に違反した者 (委任) <u>第8条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。	3 監視員は、<u>第4条第1項</u>又は<u>第5条第1項</u>の規定に違反する者に対して、行為の中止又は<u>海浜植物等保護地区</u>からの退去を指示する権限を行う。 4 監視員は、前項に規定する権限を行使する場合は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 (過料) <u>第8条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、10,000円以下の過料に処する。 (1) 第3条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者 (2) <u>第5条第1項</u>の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者 (3) <u>第6条</u>の規定による市長の命令に違反した者 (委任) <u>第9条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。
---	--

附 則

この条例は、平成24年3月1日から施行する。

石狩市一般廃棄物（ごみ）処理状況

第2回石狩市環境審議会

2011.10.20

《目 次》

第1章 計画策定の基本的事項

- 1. 計画改定の背景と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 4. 計画の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

第2章 石狩市の概況

- 1. 市勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 2. 人口及び世帯数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～P 6
- 3. 産業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7～P 8

第3章 ごみ処理の現状

- 1. ごみ処理の流れ
 - (1) ごみの分別・処理料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
 - (2) ごみ収集・運搬体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
 - (3) 一般廃棄物処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10～P 12
 - (4) ごみ処理フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- 2. ごみ処理の実績
 - (1) ごみの排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14～P 15
 - (2) ごみの組成分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16
 - (3) 再資源化の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17～P 18
 - (4) 最終処分の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19～P 20
- 3. ごみ処理の費用
 - (1) ごみ処理経費の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 21～P 22
 - (2) ごみ処理手数料の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22～P 23
- 4. これまでの取り組み
 - (1) ごみ有料化の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24
 - (2) 戸別収集の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24
 - (3) ごみ減量化の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24～P 25
- 5. ごみ処理の水準
 - (1) 類似団体及び道内他都市との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 26

■関連資料

計画目標値の設定

- 1. 人口推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添
- 2. 家庭ごみ排出量の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添
- 3. 事業系ごみ排出量の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添

市民・事業者アンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添

第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画改定の背景と経緯

これまで私たちの大量生産、大量消費型の社会経済活動は、豊かさや便利さを追い求めた結果、膨大な量の廃棄物を排出し、天然資源枯渇への懸念や温室効果ガスの排出による地球温暖化問題など環境の保全に様々な影響を及ぼしています。

国は、平成12年に環境への負荷が少ない循環型社会の形成のため、循環型社会形成推進基本計画を策定し、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割や対象となる廃棄物等のうち有用なものを循環資源と定義するとともに、発生抑制、再使用、再生利用等、処理の優先順位などを定めました。また、同法に基づき、平成20年に第2次循環型社会形成推進基本計画を策定し、世界的な資源制約、地球温暖化問題への対応など、循環型社会形成をより一層推進する必要性があることから、低炭素社会、自然共生社会に向けた取り組みと統合を図りながら、各主体が連携・協働した3Rの取り組みなど施策の推進することとしています。

石狩市では、平成13年「石狩市環境基本計画」を策定し、それまでの高度経済成長に裏付けされた消費型社会から環境と共生した循環型社会への転換を図るため、地域における環境の保全や対策などを総合的かつ計画的に推進することといたしました。

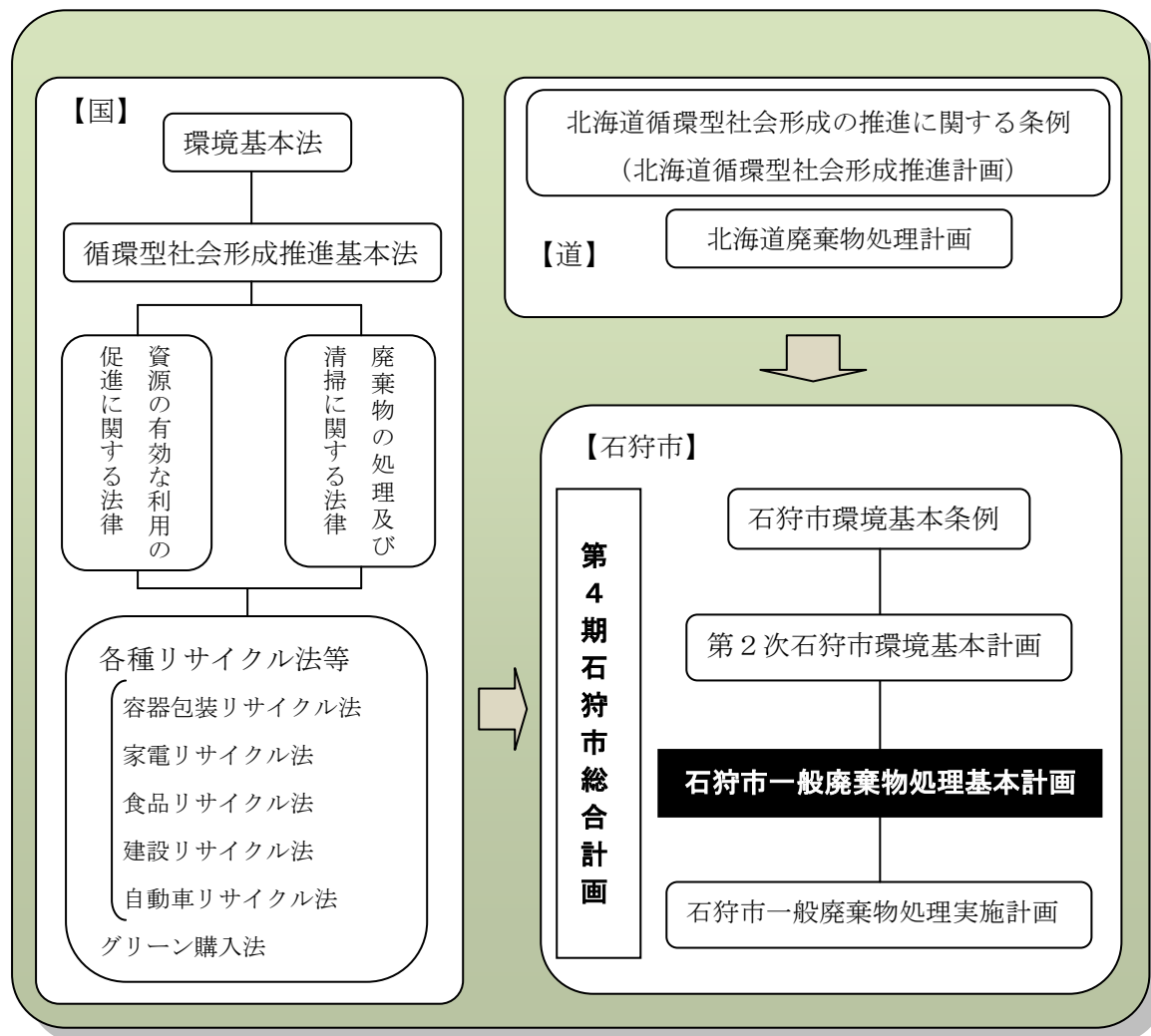
同時に同年を「ごみ減量化都市への挑戦元年」とし、以来、市民等との協働のもと、平成15年に「第1期ごみ減量化計画」、平成20年には、新たに平成24年度を目標とする「第2期ごみ減量化計画」を策定し、積極的なごみ減量化を推進しています。

この間、平成17年に厚田村、浜益村との合併、平成18年に家庭ごみ有料化、戸別収集の実施、北石狩衛生施設組合の解散など本市の廃棄物行政を取り巻く環境も大きく変化しています。また、これまで増加し続けてきた人口も減少に転じるなど、行政運営の転換期を迎えています。

こうした状況下において、市民生活に直結した一般廃棄物の処理について、第2次石狩市環境基本計画で掲げた低炭素・資源循環型社会の構築し、さらなるごみの減量化やごみ処理に係る二酸化炭素排出量の削減などを図るため、新たに「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、策定するものです。



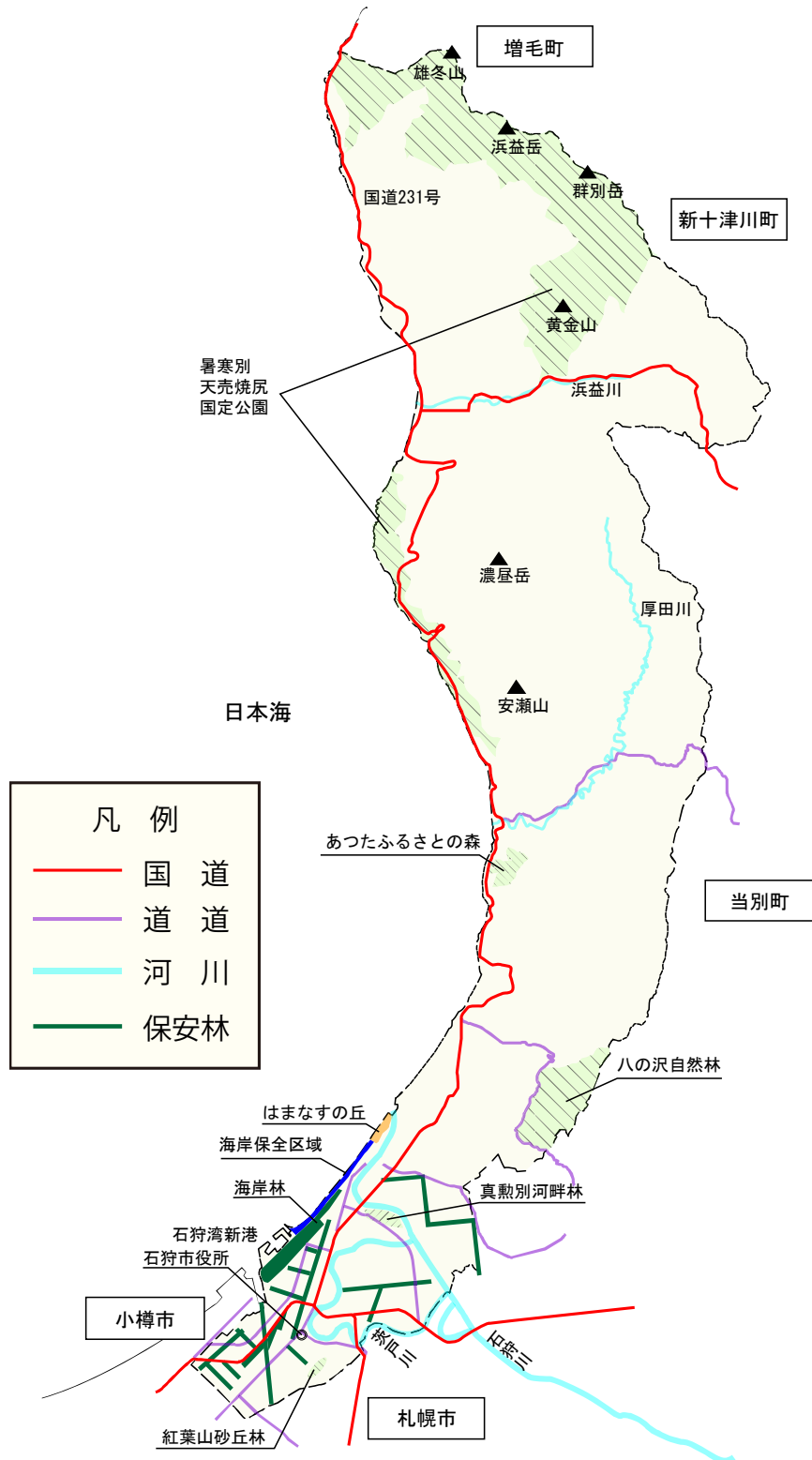
3. 計画の期間

平成23年度～平成32年度までの10年間とし、平成27年度を中間目標年度とします。

なお、社会動向や法制度の計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、石狩市の行政区域全域とします。対象とする廃棄物は廃棄物処理法第2条第2項に定める一般廃棄物とします。



第2章 石狩市の概況

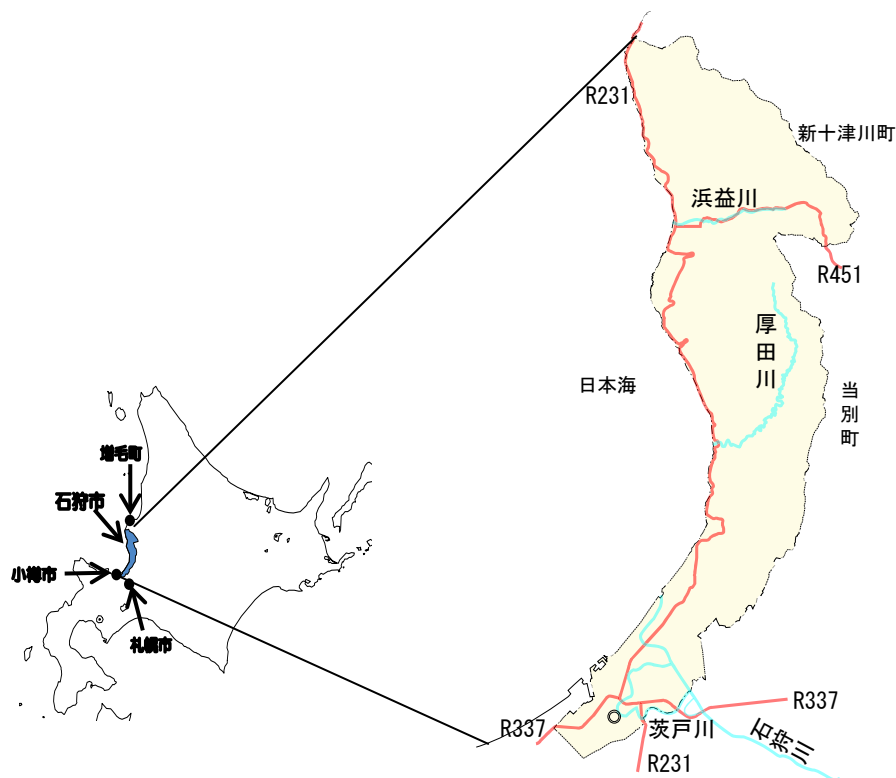
1. 市勢

石狩市は、道央圏の北部、石狩川の最下流部に位置し、北は増毛町、東は新十津川町及び当別町、南は札幌市、小樽市に隣接しています。市域は東西約 29km、南北約 67km、総面積は 721.86km²で南北に細長い形をしており、北東部の増毛山地と南西部の石狩平野によって地形が形成されています。

また、市域は西日本海に面し、海岸線は南北 74km に及び、北部は暑寒別天売焼尻国定公園に含まれる断崖海岸、南部は砂浜海岸、石狩湾新港地域となっています。市街地北東部を石狩川と茨戸川、市域の境界を発寒川が流れているほか、北部の山岳・丘陵地帯を源流に、厚田川、浜益川が日本海に注いでいます。

石狩という地名は、市内を流れる石狩川が、アイヌ語で「イシカラ・ベツ」（「曲がりくねって流れる川」「神様が造った美しい川」の意味）と呼ばれていたことから名付けられました。石狩市を中心とした地域は、江戸時代からサケ漁を主産業として栄え、昭和 20 年代からは稲作が盛んでした。昭和 40 年代後半からは、花川地区を中心に都市化が進み、同時に石狩湾新港地域の開発が始まり、札幌圏の生産・流通の拠点、国際貿易港のあるまちとして変貌を遂げました。

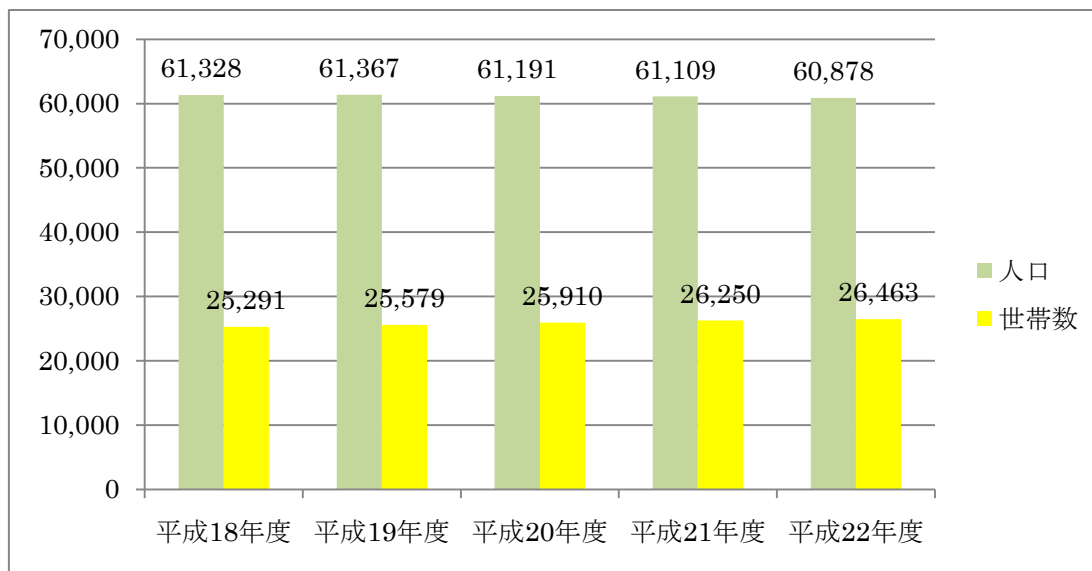
平成 8 年 9 月には、市制を施行し、平成 17 年 10 月に厚田村、浜益村と合併したことでより快適な住環境と石狩湾新港地域を背景とした工業・流通に加え、漁業・林業等とこれまでも増して多彩な産業を併せ持つ、よりバランスのとれた都市へと発展を続けています。



2. 人口の状況

(1) 人口及び世帯数の推移

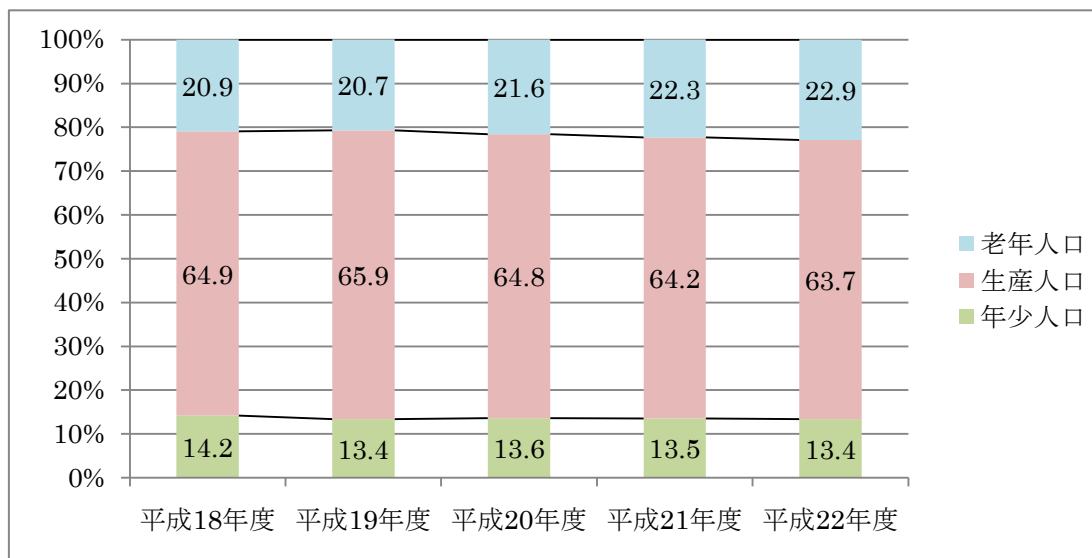
石狩市の人口は、昭和 40 年代後半から平成のはじめにかけて急激に増加し、特に昭和 50 年から昭和 55 年にかけて実に 2 倍の人口増加を見ましたが、平成 19 年度をピークに微減傾向にあります。平成 22 年度の人口は 60,878 人となっています。一方、世帯数は増加傾向にあり、



※各年度末：住民基本台帳

(2) 年齢別人口の推移

年齢別人口は、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）が減少する一方、高齢者人口（65 歳以上）が増加傾向にあり、少子高齢化の進行が見られます。



※各年度末：住民基本台帳

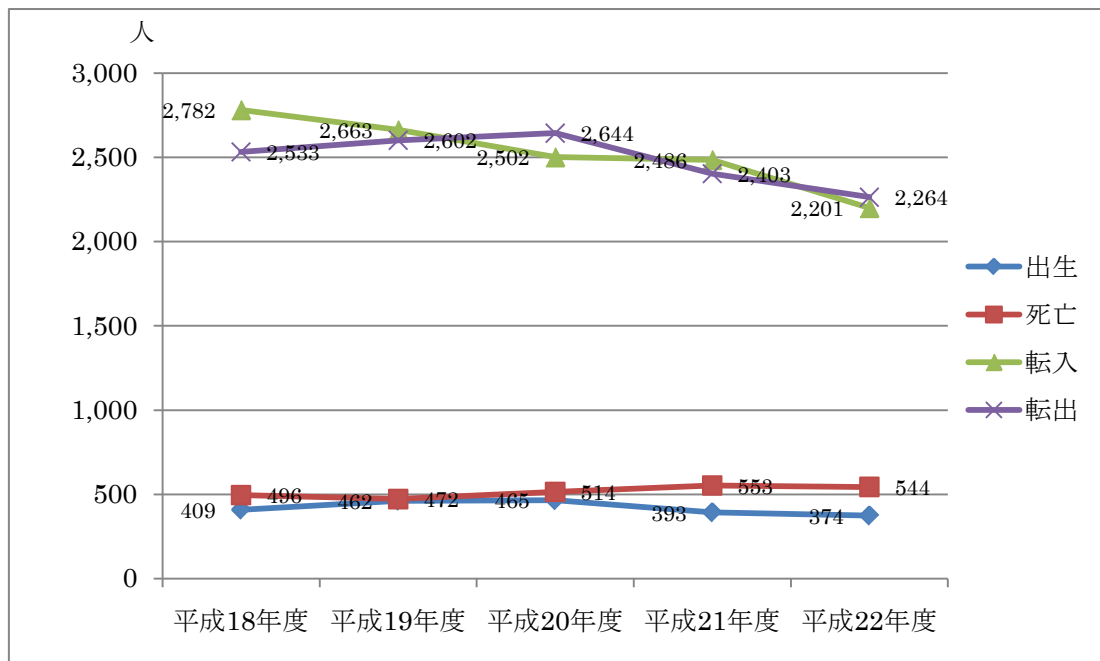
(3) 人口動態

人口動態は、近年、自然動態では出生より死亡が多くなっており、自然減の状況にあり、その差は拡大傾向にあります。

社会動態は転入と転出ともに減少傾向にありますが、過去5カ年間トータルでは転入が転出より多い社会増にありますが、自然減の影響から人口減が進んでいます。

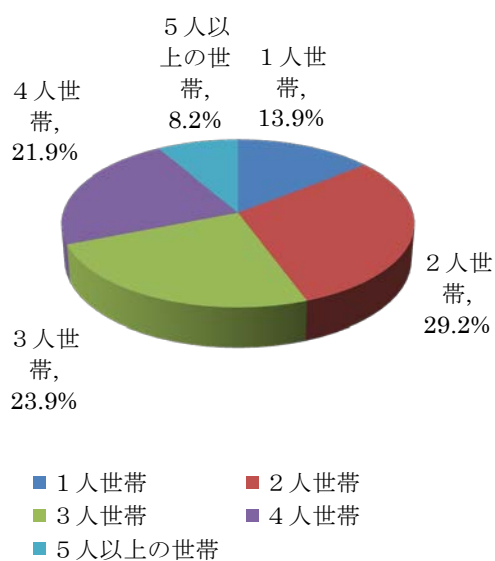
一方、世帯数は漸増傾向にあり、単身世帯、2人世帯の割合が増えています。

人口動態の推移

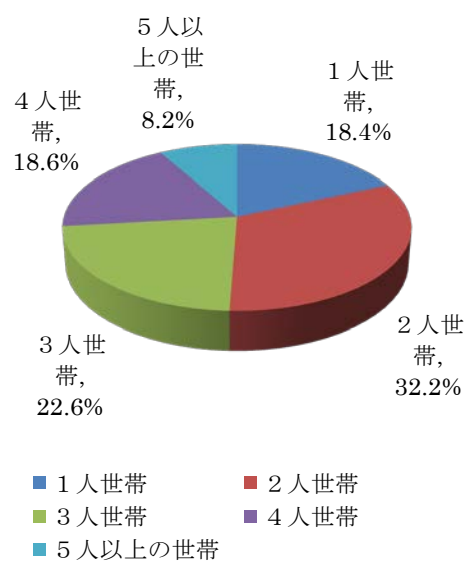


※各年度末：住民基本台帳

世帯人員割合 (H12)



世帯人員割合 (H17)



※国勢調査

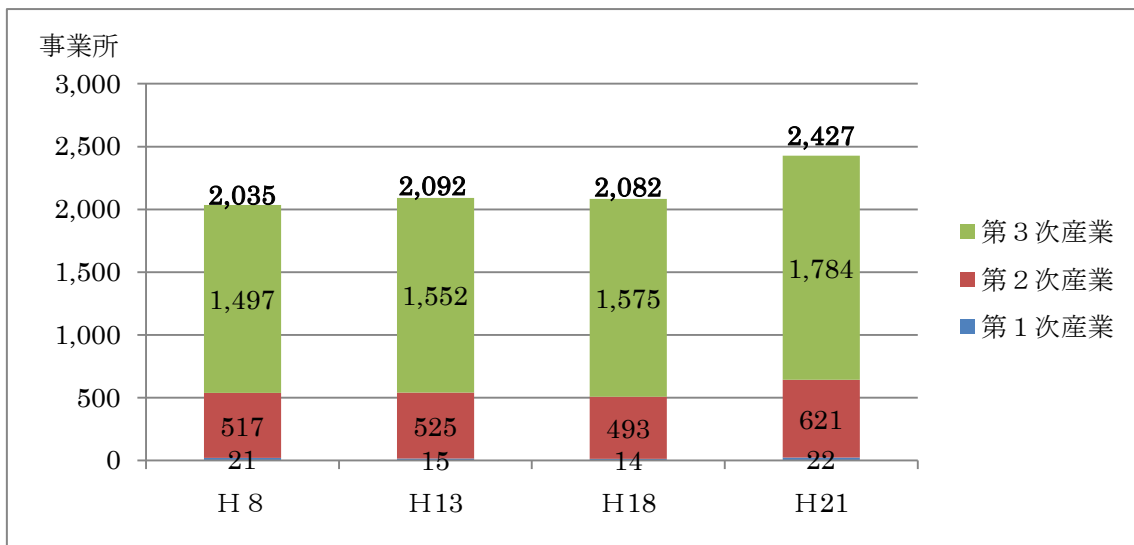
2. 産業の状況

市の事業所数、従業員数とも、ほぼ横ばいに推移しており、平成21年度の事業所数は2,427所、従業員数は28,109人となっています。

製造品出荷額、卸売販売額は景気の影響に左右されますが、1,670億円から1,890円の間を推移しています。

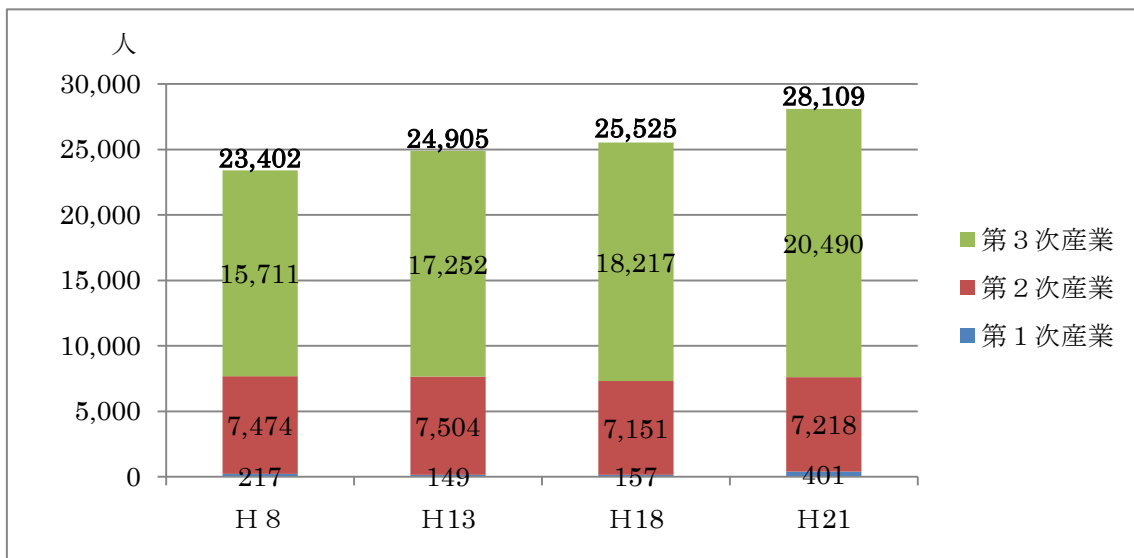
このうち、本市の経済的基盤である石狩湾新港地域においては、平成22年度末で609社が操業し、約1万3千人が就業しています。

(1) 事業所数



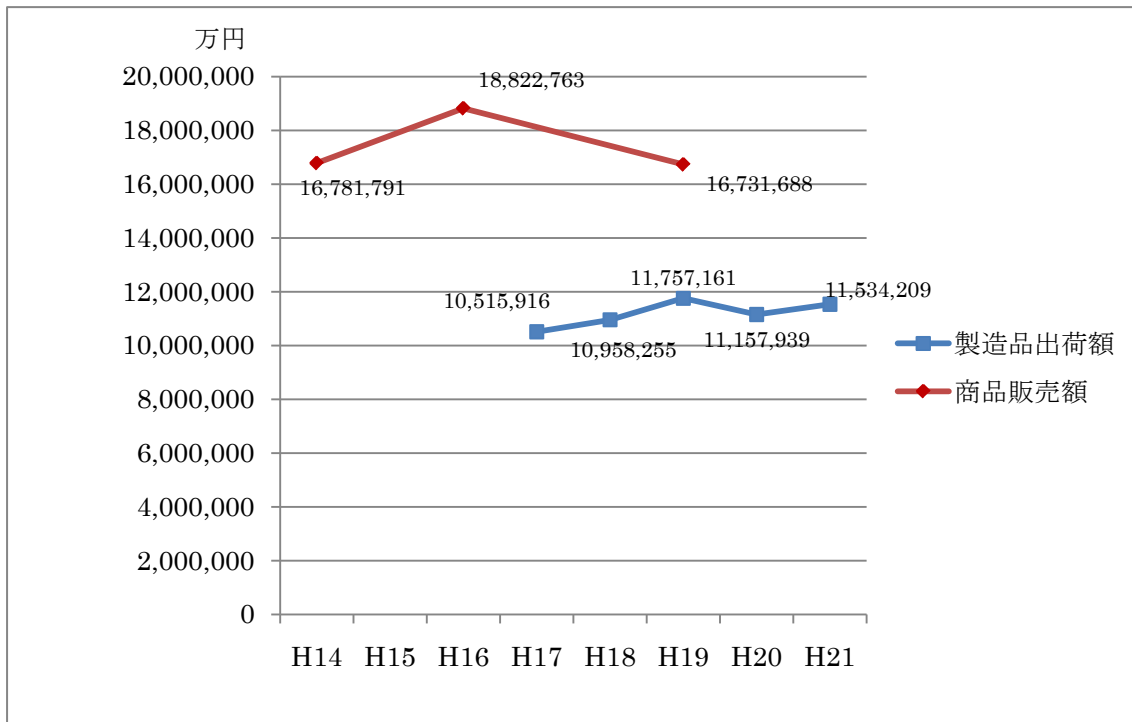
※H 8. H13. H18 事業所・企業統計
 ※H21 経済センサスにより対象母体増

(2) 従業者数



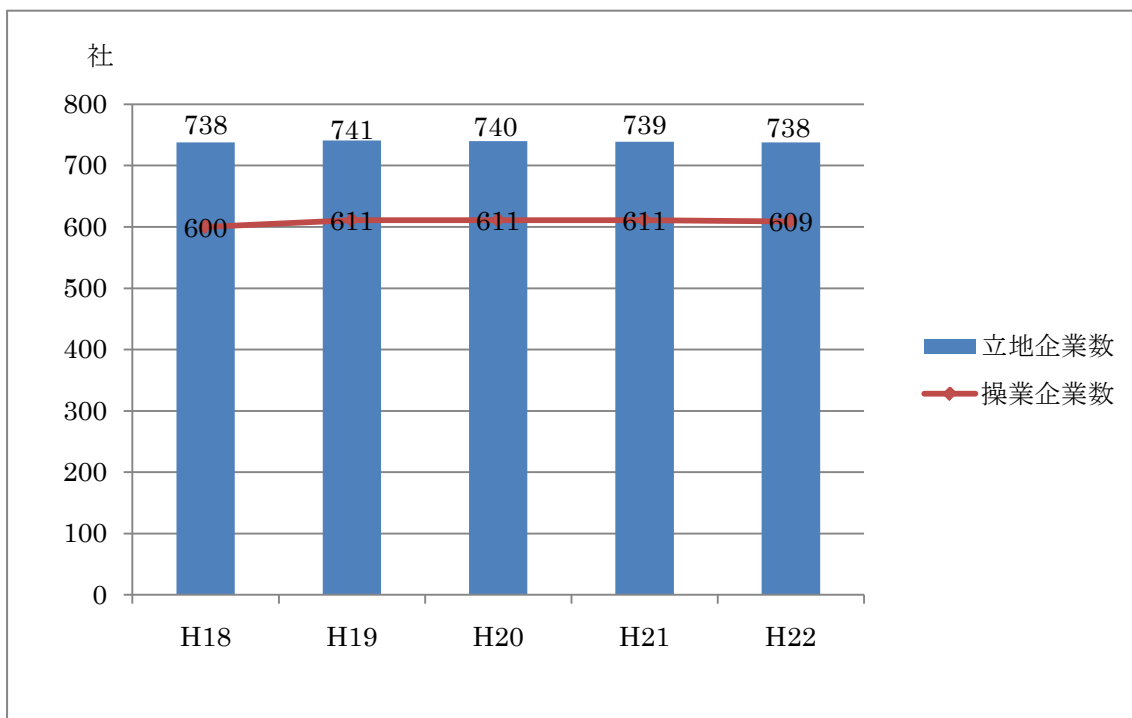
※H 8. H13. H18 事業所・企業統計、H21 経済センサス

(3) 製造品出荷額・商業販売額



※「商品販売額」H14. H16. H19 商業統計、「製造品出荷額」工業統計

(4) 石狩湾新港地域立地・操業企業数



第3章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理の流れ

(1) ごみの分別・処理料金

本市の家庭ごみは、6種類に分別しています。処理料金は、燃やせるごみ、燃えないごみ、燃やせないごみ、粗大ごみは有料、資源物、廃蛍光管等類は無料となっています。なお、事業系一般廃棄物の処理料金は全て有料となっています。

ごみの分別区分と処理料金 (平成23年10月1日現在)

区 分			処理料金	摘要
家庭ごみ	燃やせるごみ	紙類、生ごみ、布類、食用油、木・草花、ゴム・革製品など	(1) 規則で定めるごみ袋 1枚10につき2円として規則で定める額 (2) 規則で定めるごみ袋で排出できないもの、1kgにつき20円として、1,300円以内で品目別に規則で定める額 (3) 処理施設に直接搬入する場合1kgにつき30円	【指定ごみ袋】 50/10円 100/20円 200/40円 300/60円 400/80円
	燃えないごみ	ガラス類、せともの、金属類など		
	燃やせないごみ	プラスチック類		
	粗大ごみ	基準サイズを超える家具、電化製品等	有料	【ごみ処理券】 200円券 500円券 900円券 1,300円券
	資源物	びん、缶、ペットボトル	無料	
	廃蛍光管等	蛍光管など	無料	
事業系一般廃棄物	事業所から排出される一般廃棄物		10kgにつき120円	自己搬入
	事業所から排出される資源物 (びん、缶、ペットボトル)		10kgにつき90円	

(2) ごみの収集・運搬体制

家庭ごみは平成18年度の有料化と併せて、戸別収集を実施しています。一方、事業系一般廃棄物は、排出事業者の責任において運搬することとなりますが、事業者自らが処理場に搬入する場合と一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合があります。

家庭ごみの収集回数 (平成23年10月1日現在)

区 分		収集回数	摘 要
家庭ごみ	燃やせるごみ	週2回	戸別収集
	燃えないごみ・廃蛍光管等	月1回	
	燃やせないごみ・資源物	週1回	
	粗大ごみ	週1回 (申込み制)	

(3) 一般廃棄物処理施設

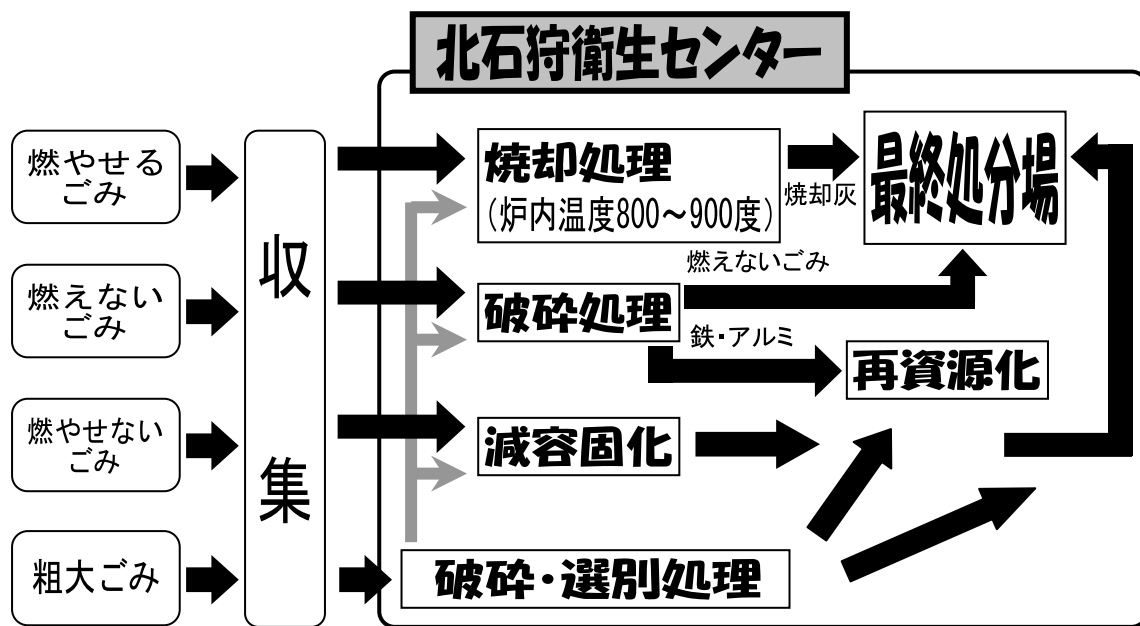
1) 北石狩衛生センター

北石狩衛生センターは、石狩市で排出される「燃やせるごみ」「燃えないごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」を処理しています。

北石狩衛生センターは昭和 48 年に当時の石狩町、当別町、厚田村、浜益村、新篠津村の 5 町村により一部事務組合北石狩衛生施設組合として設立され、平成 6 年から、し尿処理施設を除いた施設が順次改築されました。その後、平成 18 年 3 月に一部事務組合が解散し、石狩市の施設になっています。なお、同施設の管理運営は、平成 24 年度から民間事業者に長期包括委託します。

施設の概要

所 在 地	石狩市厚田区聚富 618 番地 11、1130 番地 3、4、5
施設規模・ 処理方法	●焼却施設 焼却能力 180 t／日 90 t／日 (24H) × 2 基 焼却炉型式 三菱 3F 形連続燃焼式 着工：平成 3 年 12 月～竣工：平成 6 年 12 月 総事業費 3,760,118 千円 ●破砕施設 破砕能力 40 t／日 (5H) 破砕機型式 三菱シュレツダ S1015 型 衝撃せん断併用回転式・油圧 着工：平成 3 年 12 月～竣工：平成 6 年 12 月 総事業費 1,806,620 千円 ●最終処分場 埋立の種類 平地埋立 【埋立地】 埋立面積 48,800 m² 埋立容積 194,000 m³ 埋立方法 セル及びサンドイッチ方式による 準好気性衛生埋立 埋立構造 土堰堤・堤内しゃ水工 着工：平成 4 年 8 月～竣工：平成 6 年 12 月 総事業費：824,734 千円 【浸出処理施設】 処理能力 90 m³／日 処理方式 回転円板法／凝集沈殿法 着工：平成 4 年 6 月～竣工：平成 6 年 12 月 総事業費：652,290 千円 ●し尿処理施設 処理能力：46kl／日 処理方式：酸化処理方式（活性汚泥法） 放流水質：BOD 20mg/ℓ以下、SS 70mg/ℓ以下 着工：昭和 48 年 10 月～竣工：昭和 49 年 11 月



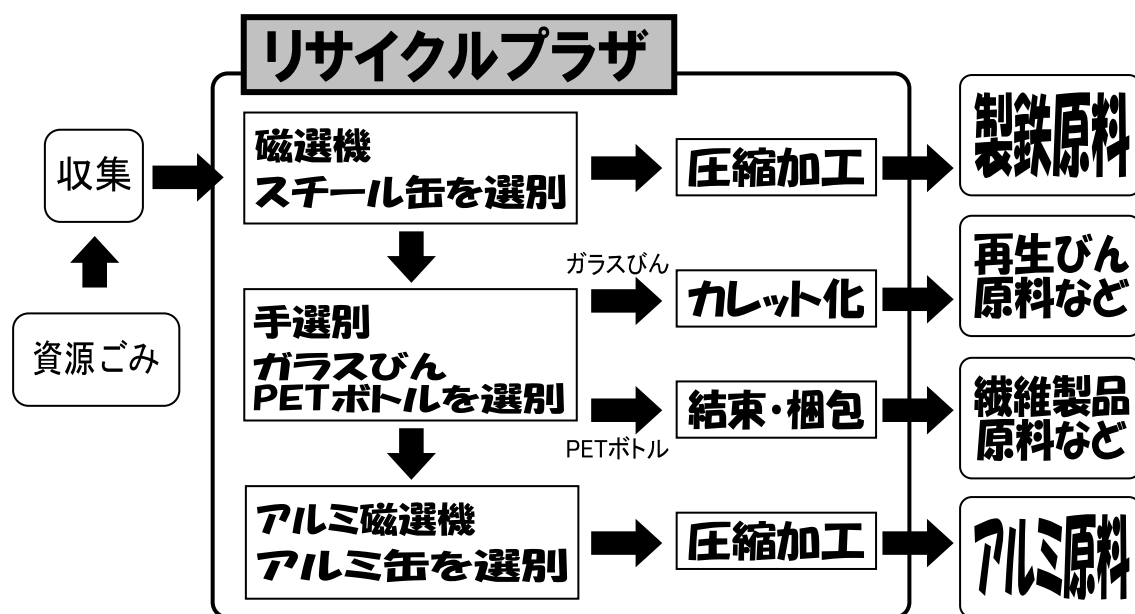
2) リサイクルプラザ

リサイクルプラザは、「容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づくリサイクル資源を分別収集と市民のごみ減量化、リサイクル意識の啓発・普及を図ることを目的に平成 12 年 4 月に開設しました。同施設では、びん・缶・ペットボトルを選別、圧縮、梱包し、リサイクルの原料として出荷しています。

なお、同施設のプラントの管理運営は民間事業者に委託しています。

施設の概要

所在地	石狩市新港南 1 丁目 2 2 番地 6 3		
敷地面積	5, 6 0 0 m ²		
処理能力	7. 5 t / 日		
建築物	・リサイクル工房(木造平屋) 1 棟 ・リサイクルプラント(鉄骨造 2 階) 1 棟 ・ストックヤード(鉄骨造平屋) 1 棟		
プラント設備	・受入ホッパ 1 基 ・受入コンベア 1 基 ・被袋・除袋設備 1 基 ・手選別装置 1 基 ・磁選機 1 基 ・アルミ選別機 1 基 ・PET ボトル圧縮機 1 基 ・プラスチック圧縮機 1 基 ・金属圧縮機 1 基 ・集じん機 1 基 ・防臭装置 1 基		
建設費	6 9 9, 2 8 4 千円		

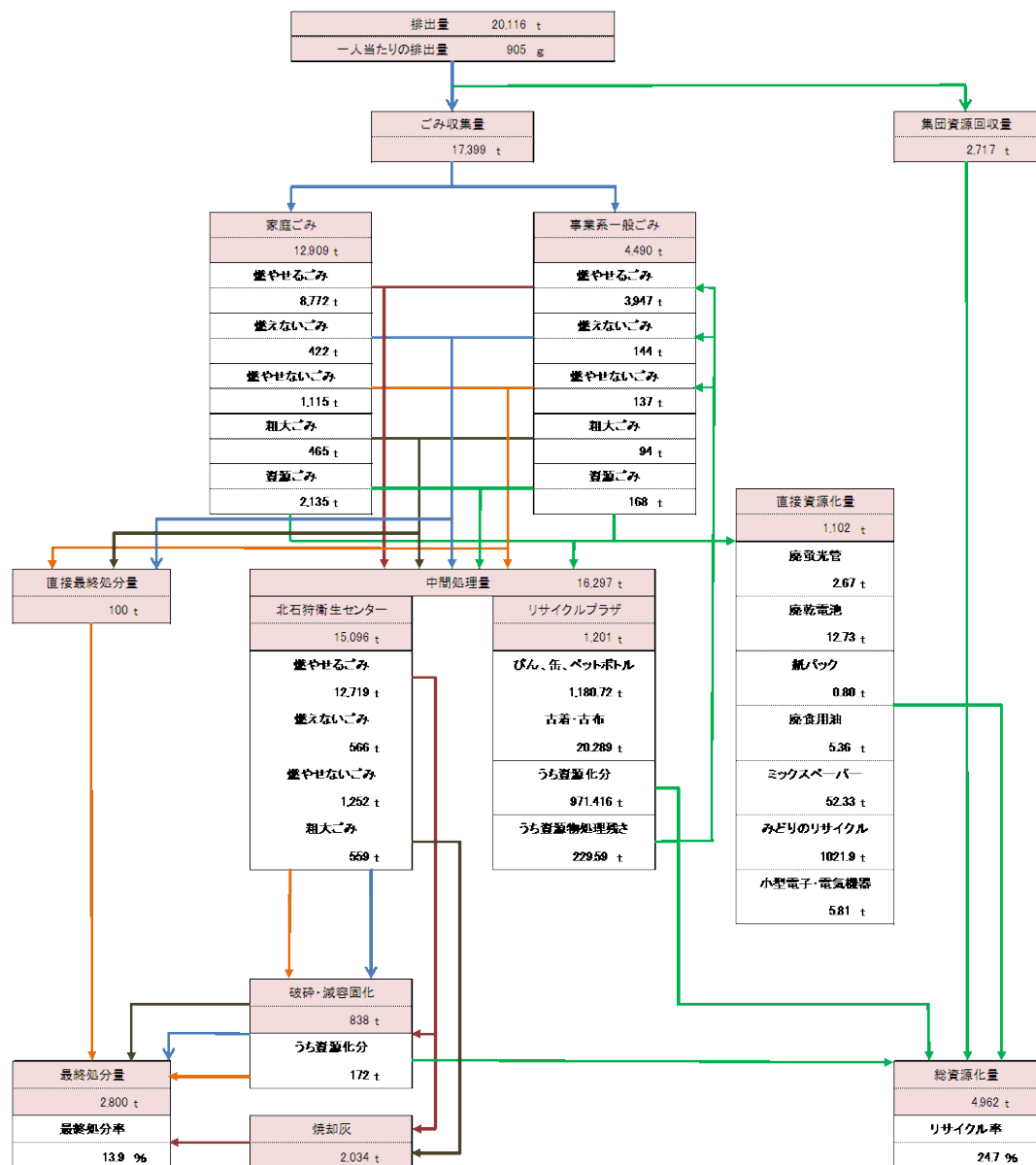


(3) ごみ処理フロー

家庭、事業所から排出された「燃やせるごみ」「燃えないごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」は、北石狩衛生センターで中間処理（焼却、破碎、減容固化）し、資源物を取り除き、最終処分場に埋め立てられます。

また、資源ごみはリサイクルプラザで中間処理（選別、圧縮、梱包、破碎）後、資源化されます。

ごみ処理フロー図(平成22年度実績)



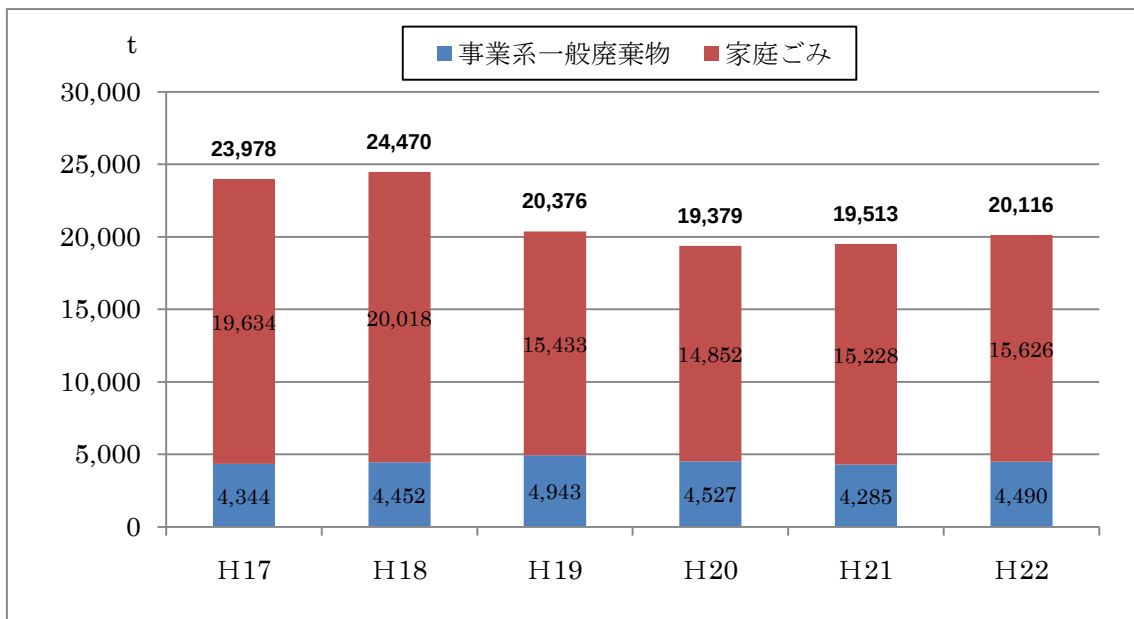
2. ごみ処理の実績

(1) ごみの排出量

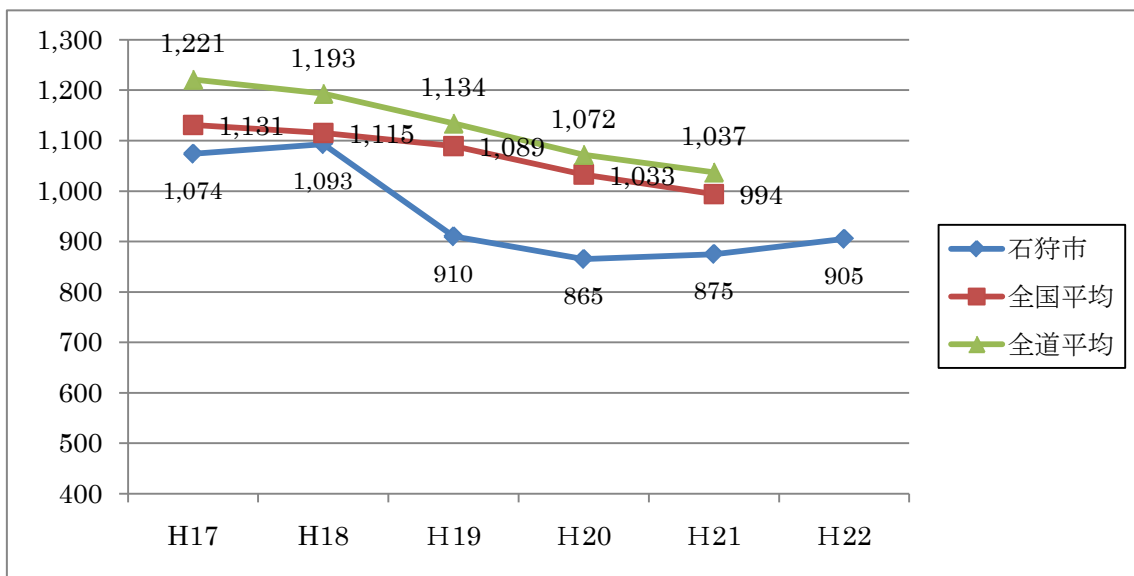
家庭ごみの排出量は、平成 18 年 10 月の家庭ごみ有料化（戸別収集開始）により、有料化前年の平成 17 年度と平成 22 年度を比較すると大幅な減量となりましたが、平成 20 年度をピークに近年、増加傾向に転じています。一方、事業系一般廃棄物は、近年 4,500 t 前後を推移しています。

市民 1 人当たりのごみ排出量平成 22 年度で 905 g / 日で全国平均、全道平均値を下回っています。

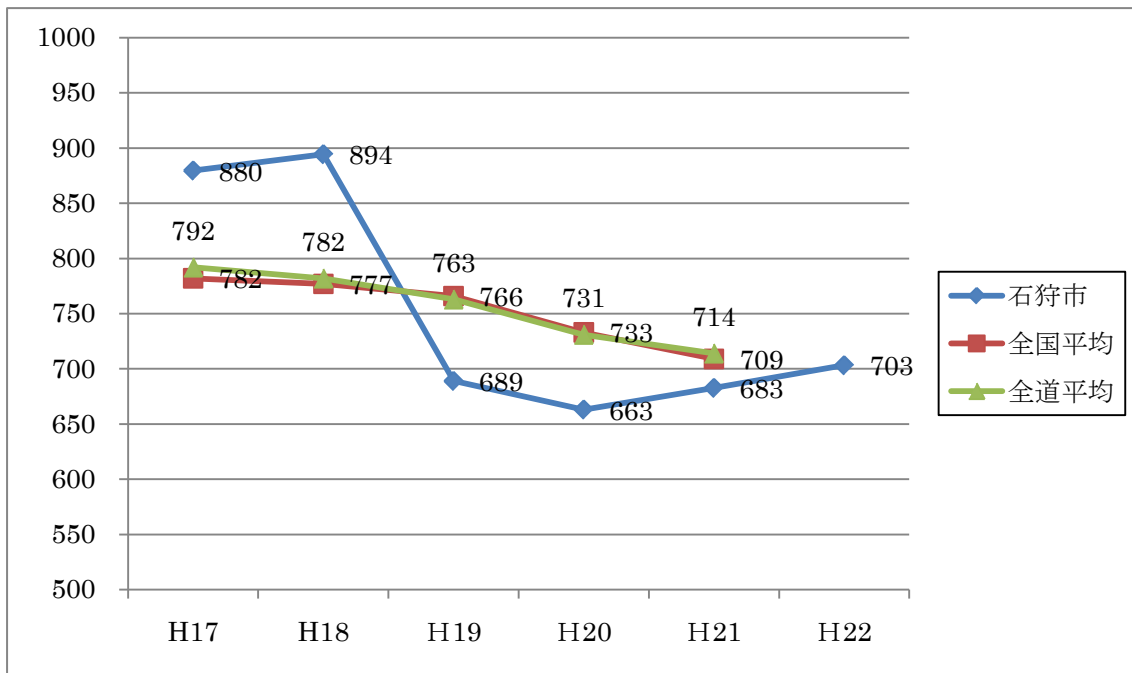
ごみの排出量の推移（t）



1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移（g）



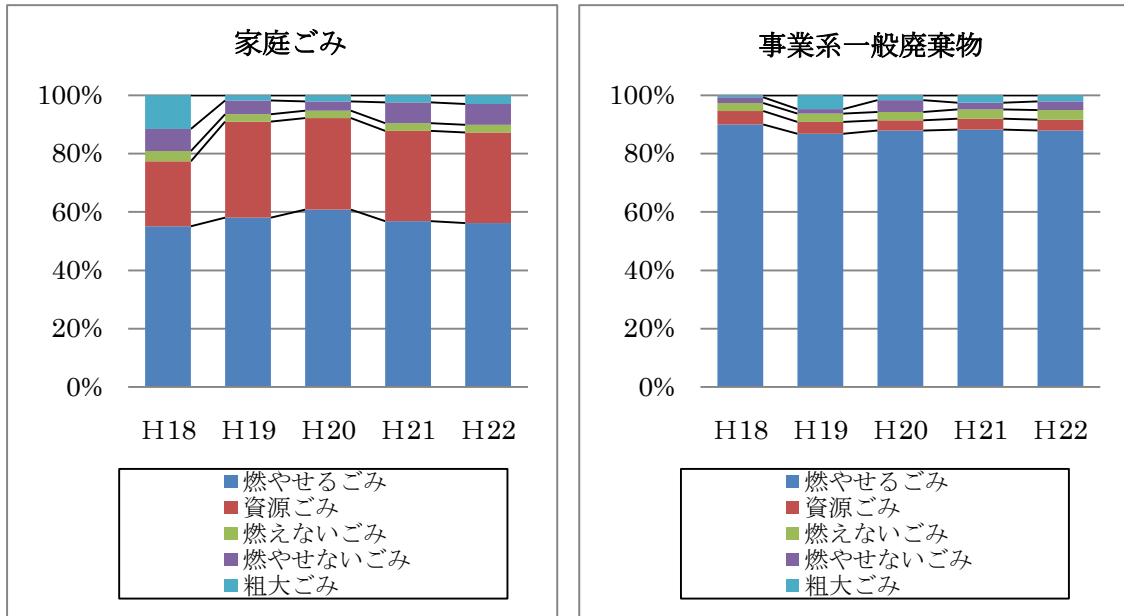
1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移（g）



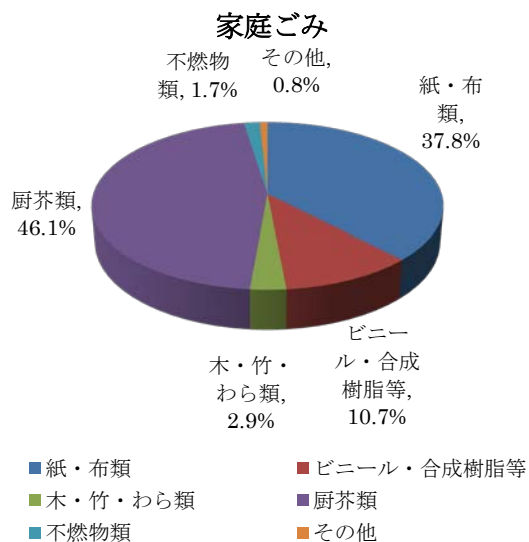
（２）ごみの組成

分類別のごみの処理量は、「燃やせるごみ」が最も多く、家庭ごみで 50%以上、事業系一般廃棄物で 90%以上を占めます。

また、近年、家庭ごみにおいては「燃やせないごみ」の割合が増えています。



ごみ処理の中で最も多い「燃やせるごみ」の組成については、3成分（水分・灰分・可燃物）の中で水分が約6割を占めており、種類別では「厨芥類」と「紙・布類」が大部分を占めています。



組成分析実施状況

実施時期 家庭ごみ：平成 23 年 3 月、事業系一般廃棄物平成 23 年 9 月

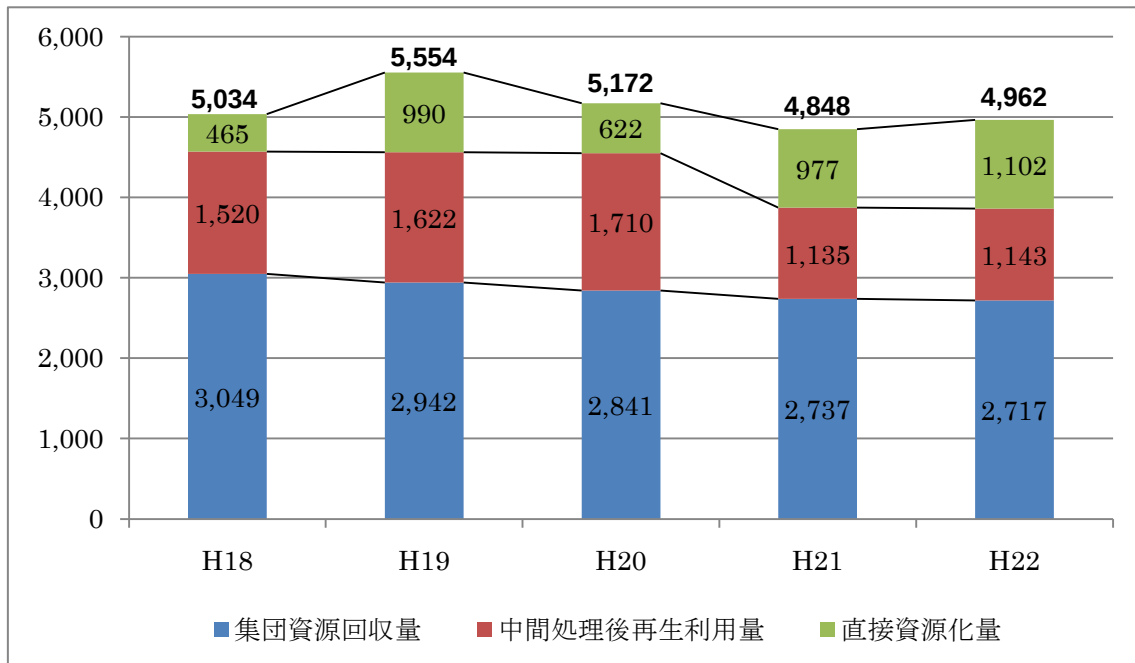
実施方法 家庭系ごみは花川北、南地区で収集した燃やせるごみから試料重量 270 kg（48 袋）を抽出分析

(3) 再資源化の状況

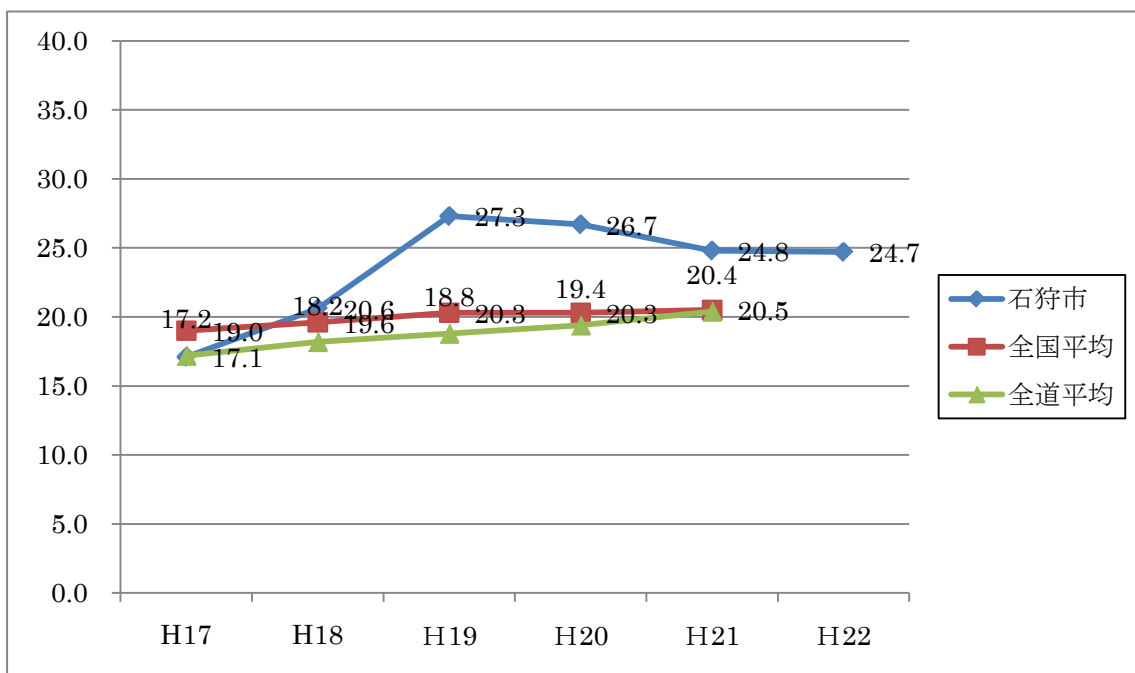
1) リサイクル量の推移

石狩市のリサイクルは、リサイクルプラザ、集団資源回収、北石狩衛生センター、拠点回収の4系統により収集された資源ごみと中間処理の過程において生じた資源物の総計です。近年、リサイクル率は、全国平均、全道平均とともに上回っています。

リサイクル量の推移 (t)



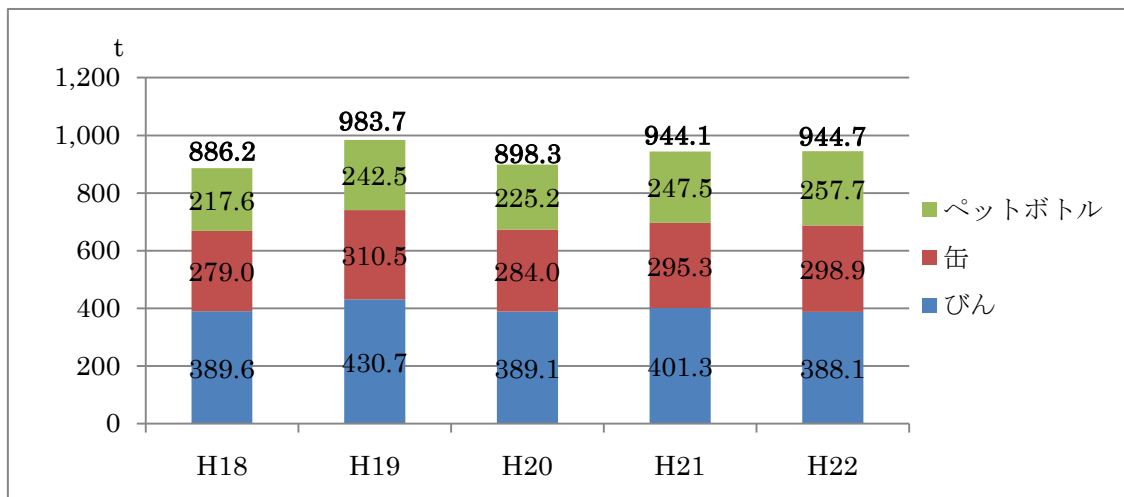
リサイクル率の推移 (%)



2) びん・缶・ペットボトルの再資源化

石狩市では、平成12年度からリサイクルプラザにおいて、びん・缶・ペットボトルのリサイクルを行っており、近年は、約950t／年を再資源化しています。

びん・缶・ペットボトルの推移

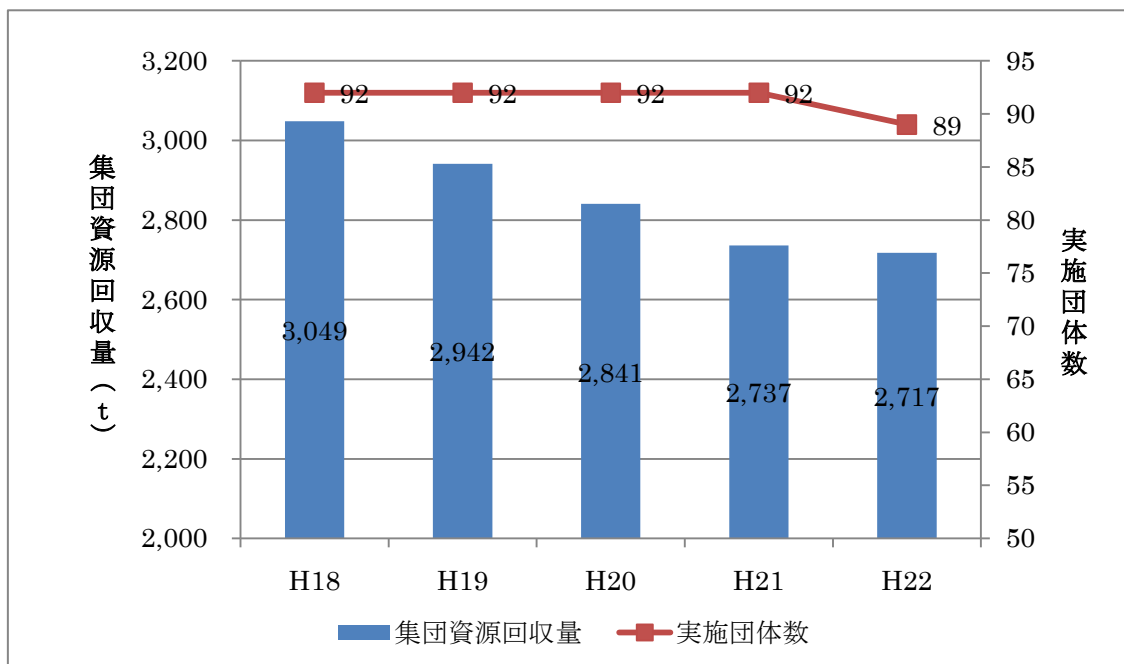


(3) 集団資源回収の推移

石狩市では、平成4年度から町内会、こども会、PTAなどが集団で資源回収を行い、その回収量に応じて、1kg当たり3円の奨励金を実施団体に交付しています。

近年、実施団体数は横ばいに推移しておりますが回収量は減少傾向にあります。

集団資源回収量・実施団体数の推移

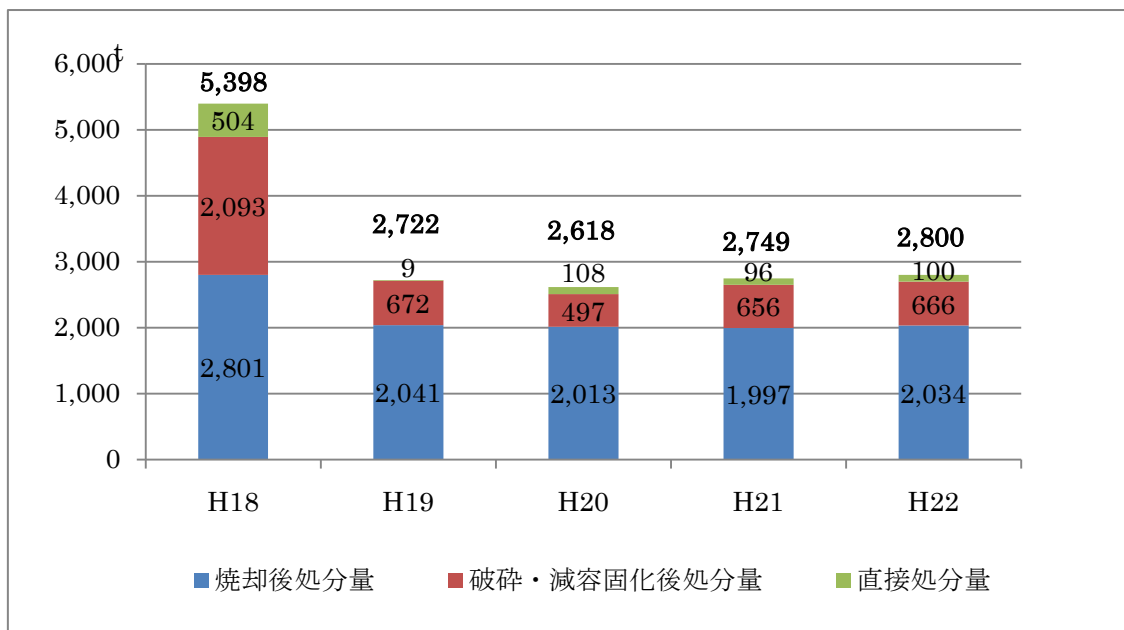


(4) 最終処分状況

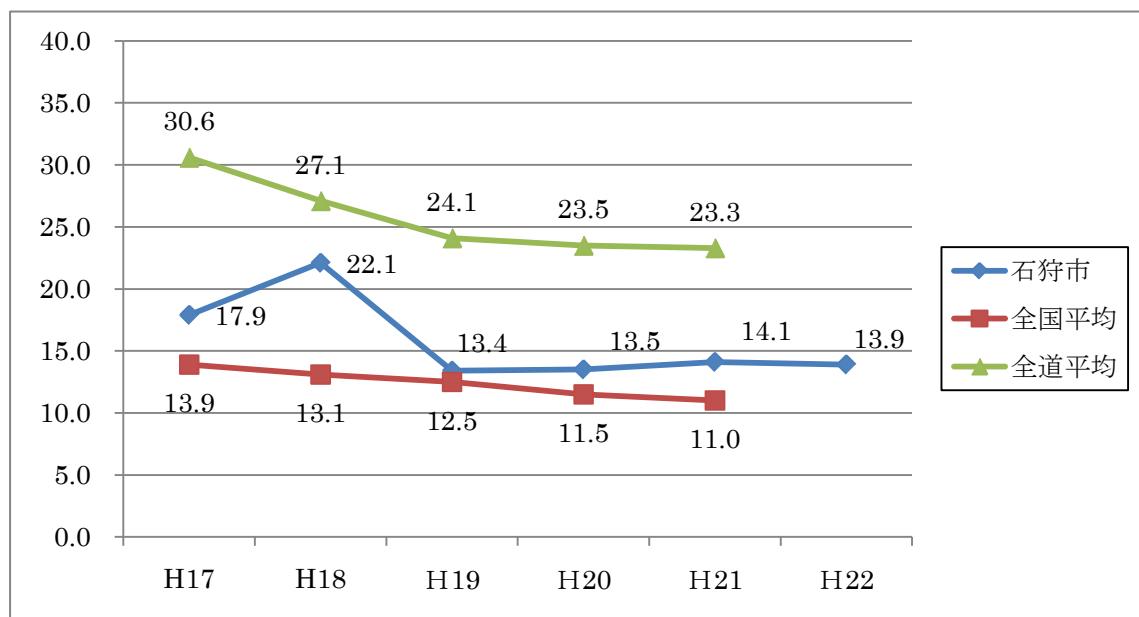
1) 最終処分量

北石狩衛生センターで焼却、破碎、減容化されたごみとリサイクルプラザで処理できない処理残さは最終処分場で埋立処理されます。最終処分率はごみの分別、処理方法などに影響され一概に比較できませんが、平成 21 年度で比較した場合、全道平均を大きく下回っており、全国平均をやや上回っています。

ごみの最終処分量の推移



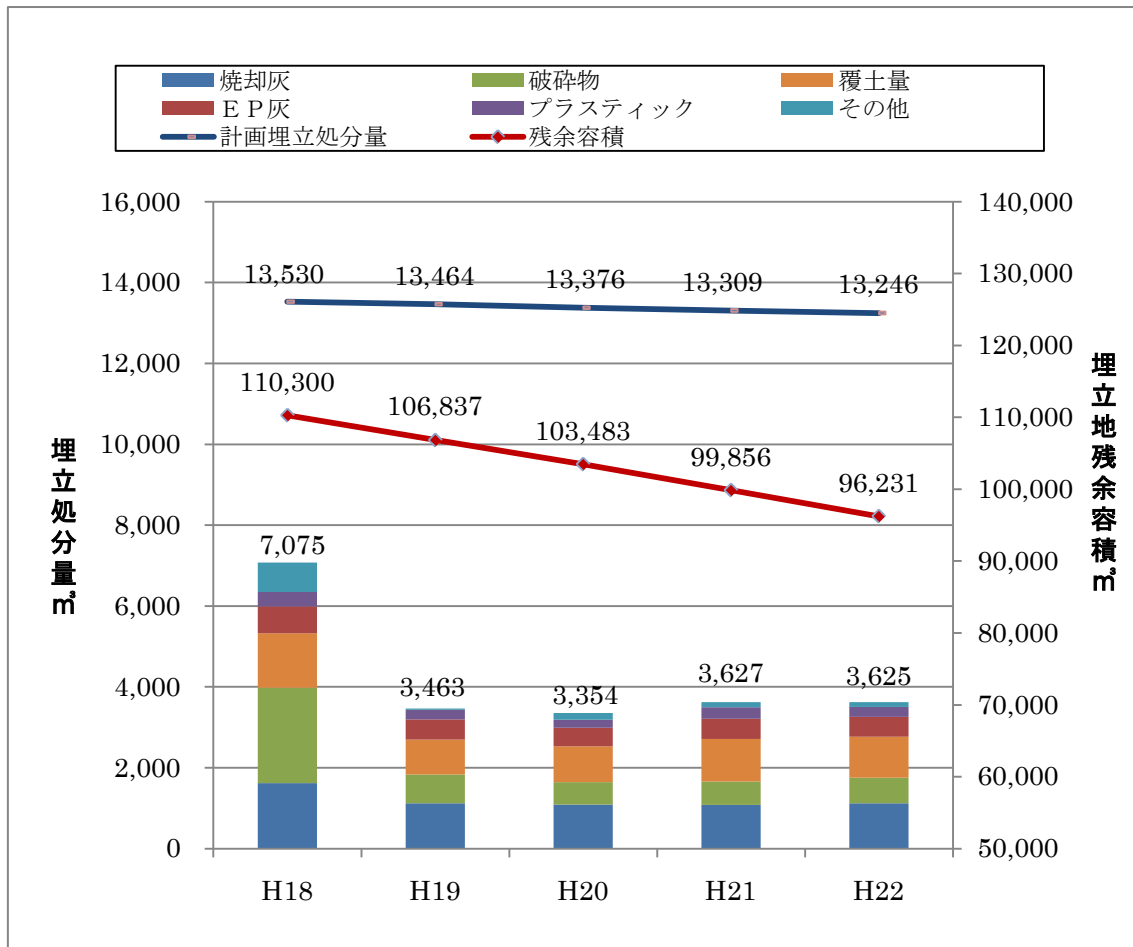
ごみの最終処分率の推移 (%)



2) 最終処分場

埋立処分量は平成 13 年度北石狩衛生施設組合が策定した一般廃棄物処理基本計画における計画値を大きく下回っており、特に家庭ごみ有料化後の平成 19 年度以降は大幅に減少しています。平成 22 年度末の最終処分場の残容積は 96,231 m³になっています。

最終処分場埋立処分量・埋立地残余容積の推移（t）



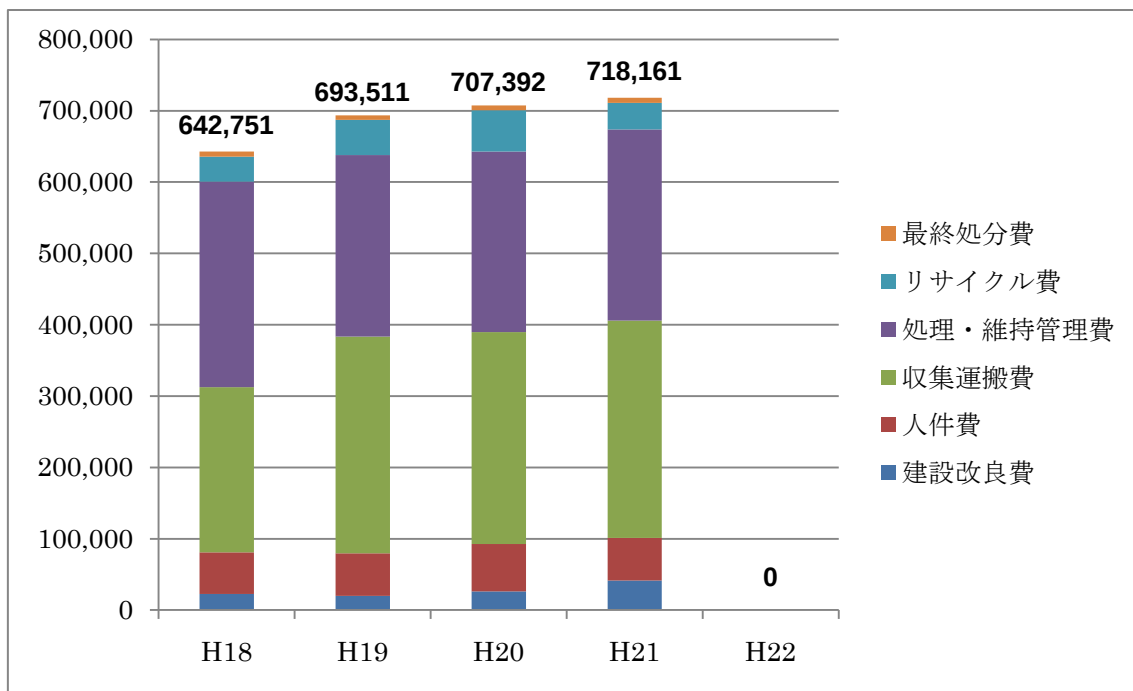
3. ごみ処理の費用

(1) ごみ処理経費の状況

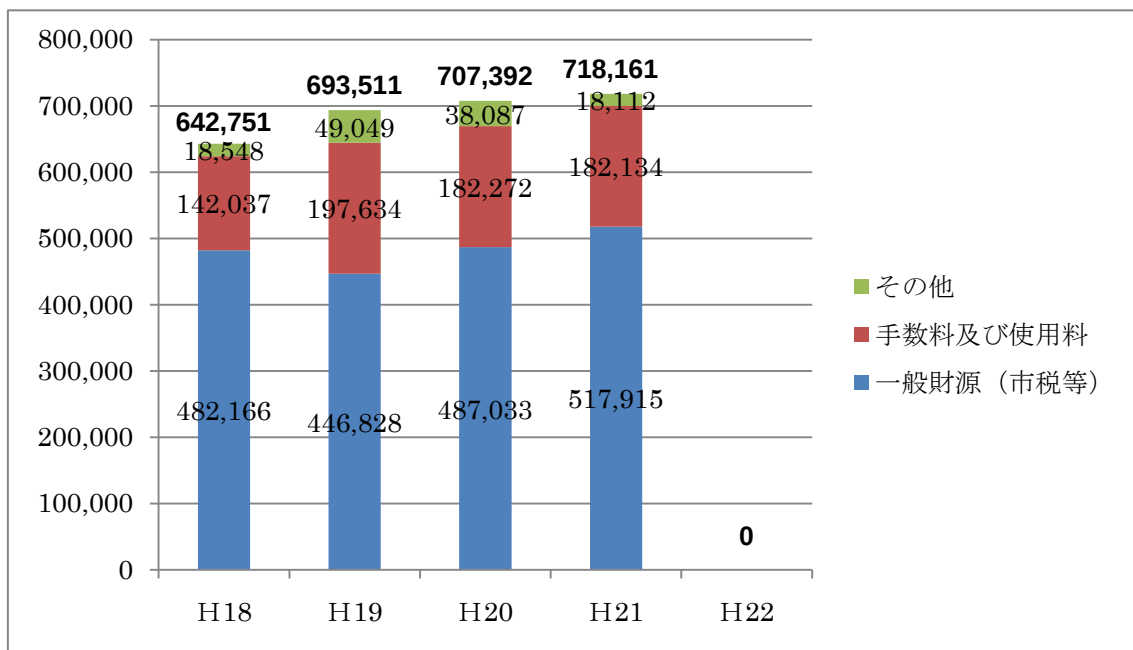
本市のごみ処理費用は、平成 18 年の戸別収集の実施による収集運搬費、ごみ施設の老朽化による建設改良費の増嵩により、年々増加傾向にあります。

一方、財源は、一般財源の割合が増えています。

ごみ処理費用（歳出）の推移（千円）



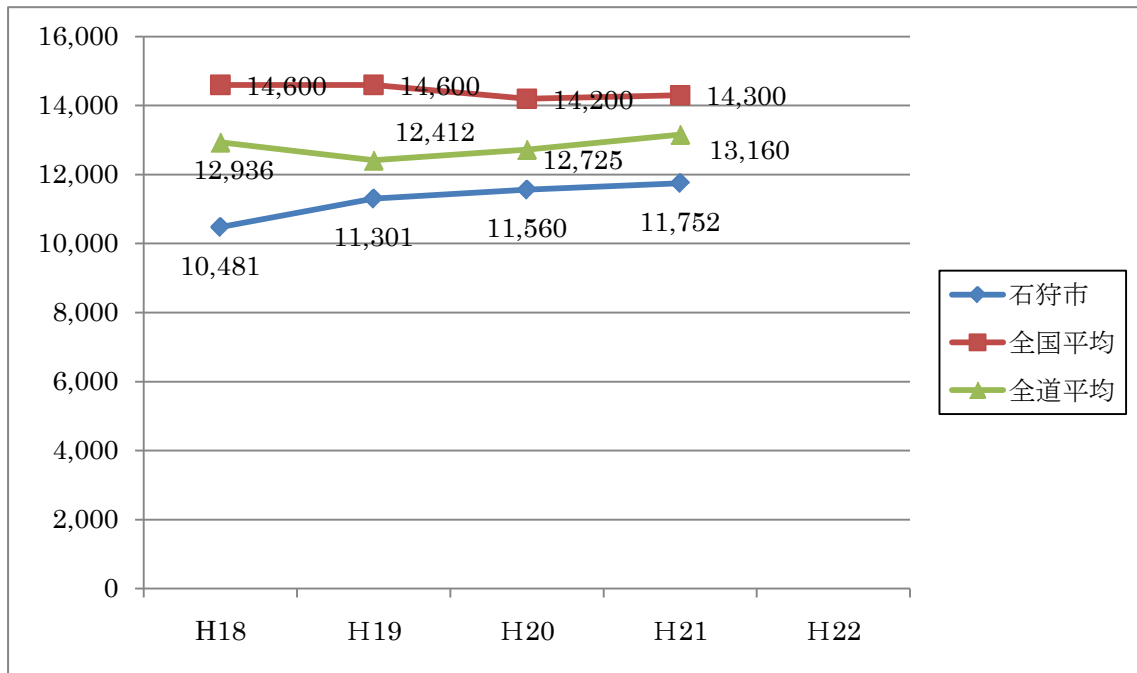
ごみの処理費用に係る財源（歳入）の推移（千円）



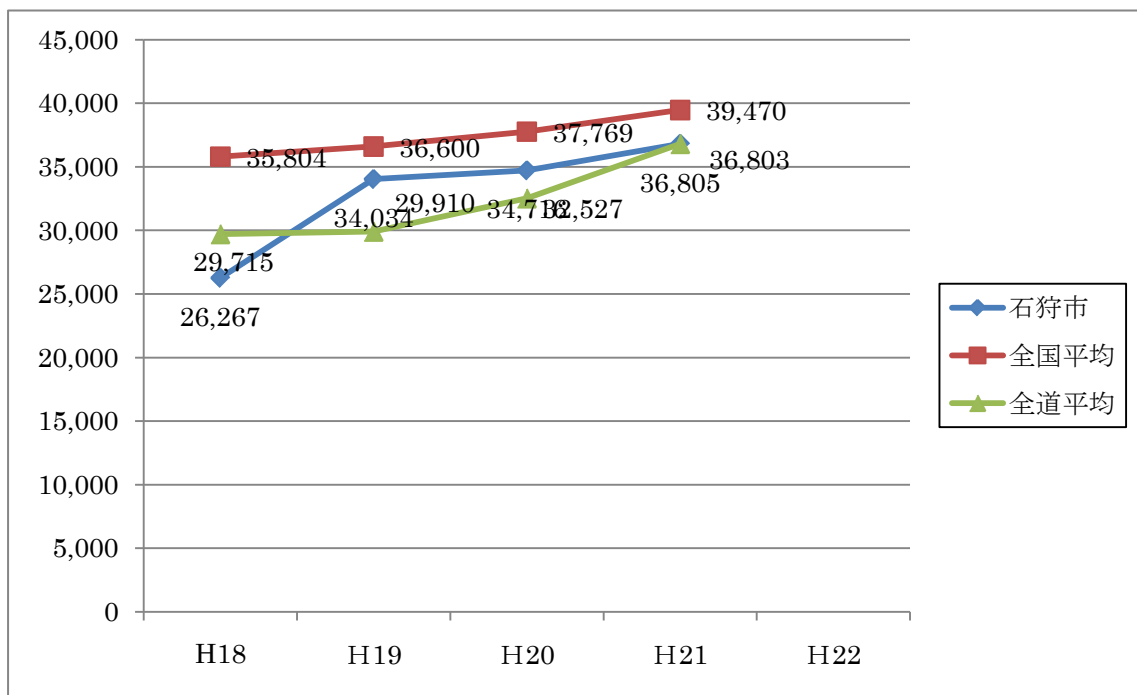
市民1人当たりのごみ処理費用は全国平均、全道平均を下回っています。

また、1トン当たりに係るごみ処理費用についても全国平均、全道平均を下回っておりますが、ともに上昇傾向にあります。

1人当たりのごみ処理費用の推移(円)



1トン当たりのごみ処理費用の推移(円)



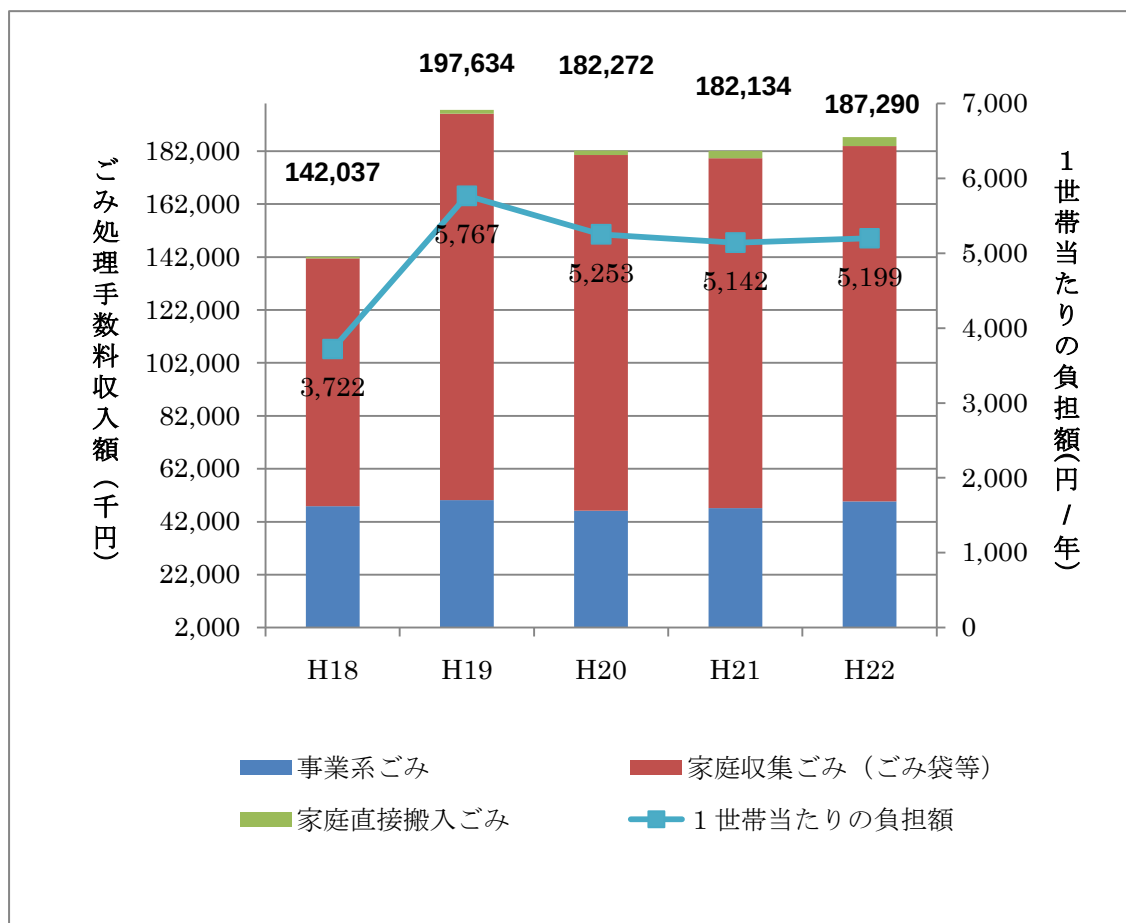
（２）ごみ処理手数料

ごみ処理費用の一部は、家庭ごみの指定ごみ袋、ごみ処理券の販売収入と北石狩衛生センターに搬入される事業系ごみ、家庭系直接搬入ごみの処理手数料とリサイクルプラザに搬入される事業系資源ごみの処理手数料で賄われます。（９ページ「ごみの分別・処理料金」参照）

ごみ処理費用において、これら手数料が占める割合は、平成 21 年度実績で約 25.4%となっています。

なお、家庭ごみにおける 1 世帯当たりの負担額は有料化後、年間 5,000～6,000 円の間を推移しています。

ごみ処理手数料の推移



4. これまでの取り組み

(1) 家庭ごみ有料化の実施

石狩市では、平成 18 年 10 月から家庭ごみ有料化を実施し、ごみの減量化、資源化、ごみ処理に係る費用負担の公平化を図りました。

結果、1 人当たりのごみの排出量は、有料化前の平成 17 年度と比較して、約 20%減量されています。（14 ページ「ごみ排出量の推移」参照）

(2) 家庭ごみ戸別収集の実施

家庭ごみの有料化実施と併せて、ごみ排出における市民負担の公平化、利便性の向上を図るため、ステーション収集から戸別収集へ変更しました。その結果、ごみ出しモラルの向上、環境の美化が図られ、市民アンケート結果においても、約 85%の市民に満足を得ています。（別紙、「アンケート結果参照」）

(3) ごみ減量化の取り組み

1) 各種リサイクルの推進

①びん・缶・ペットボトル（18 ページ「びん・缶・ペットボトルの再資源化」参照）

②集団資源回収（18 ページ「集団資源回収の推移」参照）

③廃蛍光灯等

平成 15 年度から、「燃えないごみ」で出される「廃蛍光灯・水銀使用品（水銀体温計等）」の分別収集と再資源化を実施しています。廃蛍光灯等は「燃えないごみ」と別に収集し、再生事業者へ引き渡し、再資源化しています。

④廃乾電池

乾電池には、水銀、カドミウム、鉛、亜鉛などの有害金属も多く含まれており、土壌や地下水の汚染を招きかねないことから、平成 12 年度より、市内の公共施設等に回収ボックスを設置し、回収しています。回収された廃乾電池は再生事業者に引渡し再資源化を行なっています。

⑤古着・古布リサイクル

平成 15 年度から「燃やせるごみ」として排出される「古着・古布（綿 50%以上）」を、市内の公共施設に回収ボックスを設置し、回収を行い、再生事業者へ引き渡し、ウエス（工業用ぞうきん）としてリサイクルされています。

⑥紙パックリサイクル

平成 17 年度から市内の公共施設において、牛乳パック専用の回収ボックスを設置し、回収した牛乳パックを再生事業者に引き渡しています。

⑦廃食用油リサイクル（BDF燃料）事業

使用済み天ぷら油などの廃食用油を回収し、BDF（バイオディーゼル燃料）としてリサイクルしています。平成19年6月から市内の公共施設に回収ボックスを設置しており、また、平成21年8月より、スーパーマーケット2店に回収ボックスを設置し回収しています。

回収した廃食用油は、BDF再生業者が有価物として買取り、収集・精製費用を差引いた量のBDF燃料が市に還元され、公用車の燃料として使用しています。

⑧ミックスペーパーリサイクル

平成17年度から「燃やせるごみ」として処分されていたプリンター用紙、感熱紙、写真、樹脂加工紙、ビニールコート紙、セロハン付封筒、メモ用紙、パーパータオル、名刺、紙コップ、伝票、ダイレクトメール、タバコの空き箱、レシートなど市内の公共施設の回収拠点に持込んだものを、再生事業者引き渡し再資源化を行なっています。

⑨みどりのリサイクル

平成15年度から家庭から出された樹木の選定枝葉、草花等を市内に収集拠点を設け回収し、ストックヤードで堆肥化を行っています。

また、堆肥化された成果品を「土壌改良材」として市民の皆さんに無料配布しています。

⑩小型電子・電気機器リサイクル

これまで、「燃えないごみ」として排出されていた小型電子・電気機器を平成21年6月より市内の公共施設に回収ボックスを設置し、再生事業者が回収を行い、リサイクルをしています。

⑪インクカートリッジリサイクル

プリンターメーカー6社と日本郵政グループが共同で行う「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に石狩市も参加し、これまで「燃やせないごみ」として処分してきたパソコンプリンターのインクカートリッジを市内の公共施設に回収ボックスを設置してリサイクルを行っています。

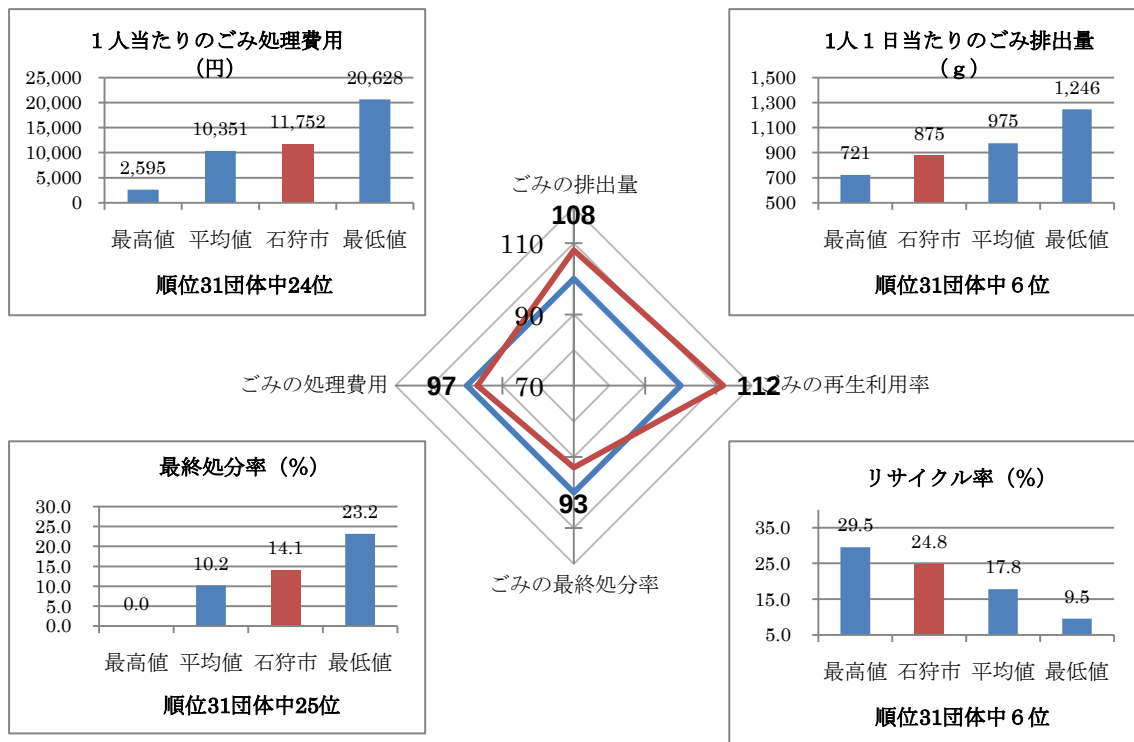
回収ボックスに投函されたカートリッジは「ゆうパック」で仕分け会社へ送られ、ここでメーカーごとに分別されて、再利用・再資源化されます。

2) レジ袋削減

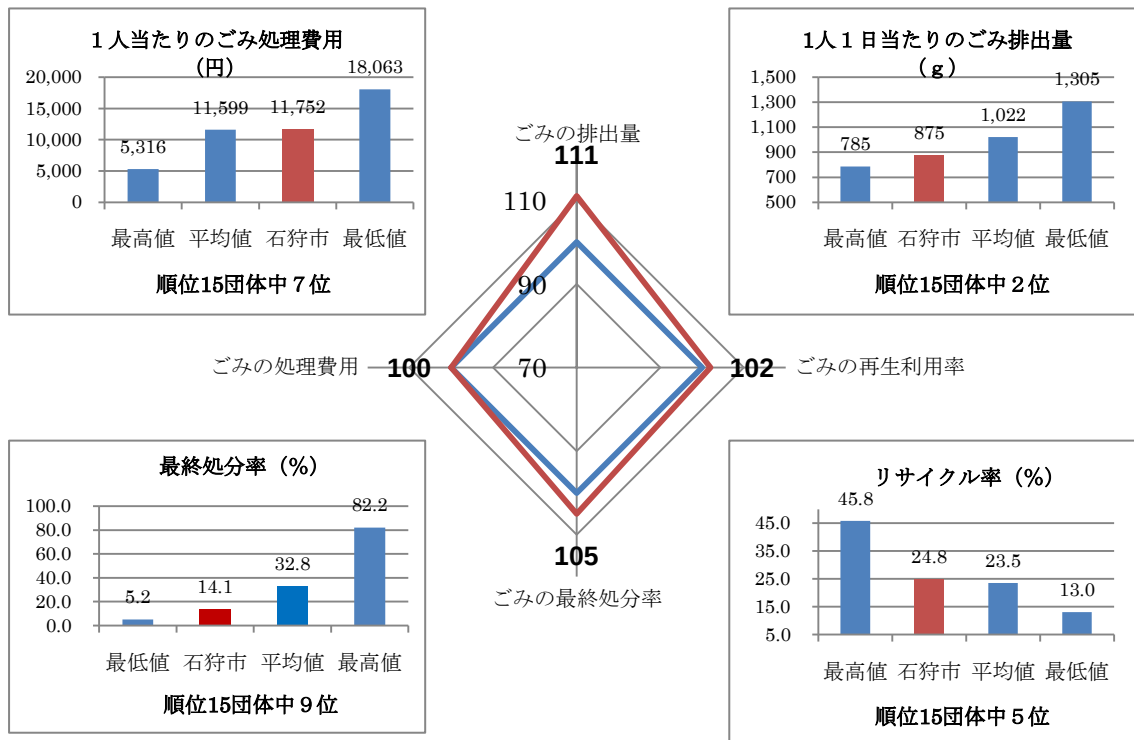
平成20年9月16日に市内スーパー4店舗と石狩消費者協会、市民ボランティアのいしかり・ごみへらし隊との間で協定を締結し、マイバック、マイバスケットの持参、レジ袋の削減の取り組みを推進しています。

5. ごみ処理の水準

道外類似団体との比較（平成 21 年度実績）



道内類似団体との比較（平成 21 年度実績）



※環境省一般廃棄物処理実態調査（H23. 4. 15 公表）類似団体の平均値を 100 とした時の偏差値
 ※1人当たりのごみ処理費用、1人1日あたりのごみ処理量、最終処分率は値が小さいほど、リサイクル率は値が大きいほど優れている。

ごみ排出量の推計について

第 1 節 推計方法

本市におけるごみ排出量推計方法を図 1 に示します。本推計では、旧厚田村および旧浜益村との合併や、家庭系ごみ有料化や戸別収集のスタートなど廃棄物行政に係る環境や枠組みが変化したことから、過去 4 年間の実績値を用い、時系列トレンド推計方式により家庭系ごみと事業系ごみに分け推計しました。推計に用いる推計式は①線形式、②指数式、③対数式、④累乗式、⑤ロジスティック式の 5 式を用い、採用する推計式は、近年の実績の推移などを考慮して適切な傾向線を選択しました。

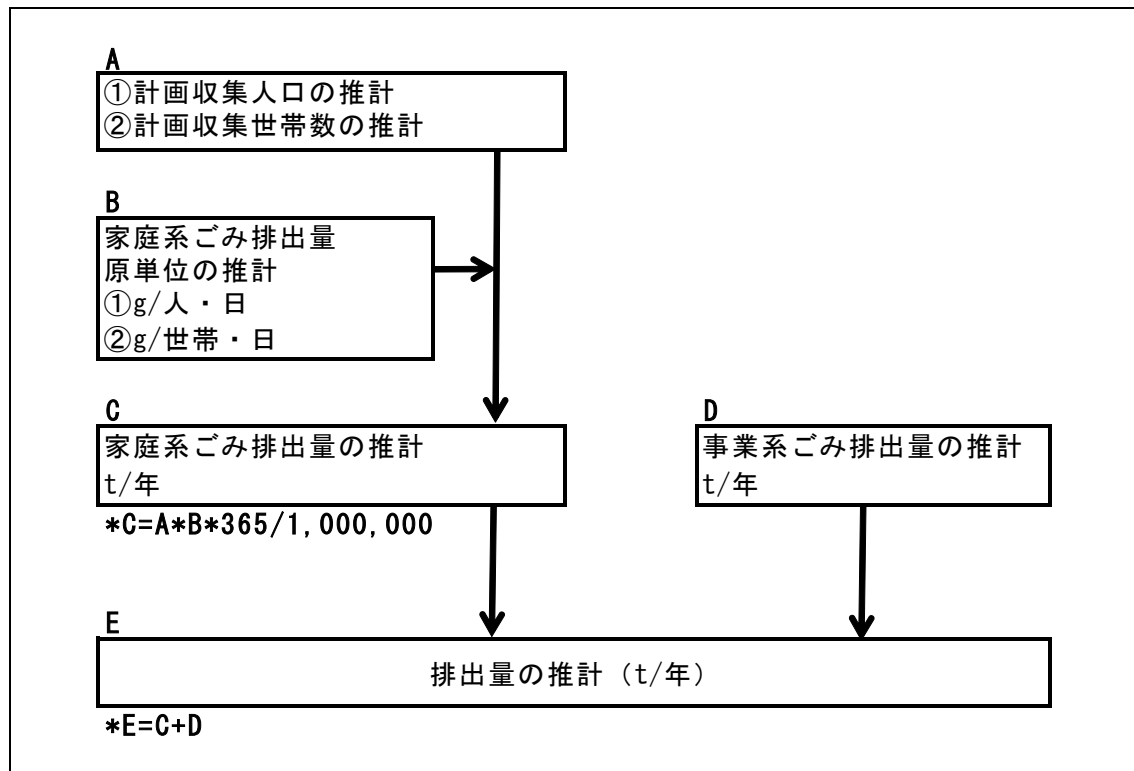


図 1 ごみ排出量の推計方法

第 2 節 人口推計及び世帯数の推計

A-① 人口推計

将来人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所が平成 17 年の国勢調査を踏まえて推計した、「日本の市町村別将来推計人口（平成 20 年 12 月推計）」を採用しました（図 2）。

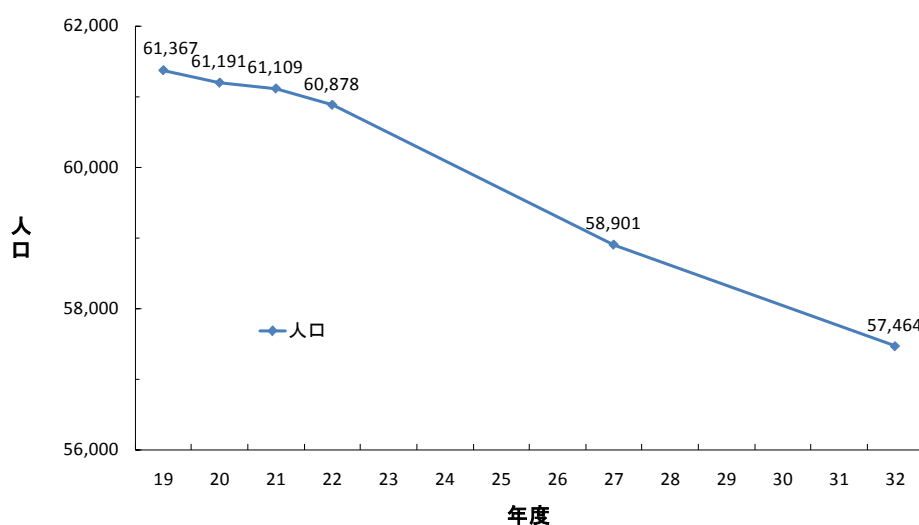


図 2 石狩市人口推計

A-② 世帯数推計

将来世帯数の推計は、平成 19 年から平成 22 年まで 4 年間の実績値より時系列トレンド推計方式を用いて推計しました（図 3、表 1）。

推計の結果、どの推計式においても R^2 値（決定係数）が 0.9 以上と高い値を示しました。しかし、1 世帯当たりの人員が、どの推計値においても平成 32 年度には 1.9～2.1 人と低くなるため、世帯数を家庭系ごみ排出量推計の原単位として採用しませんでした。

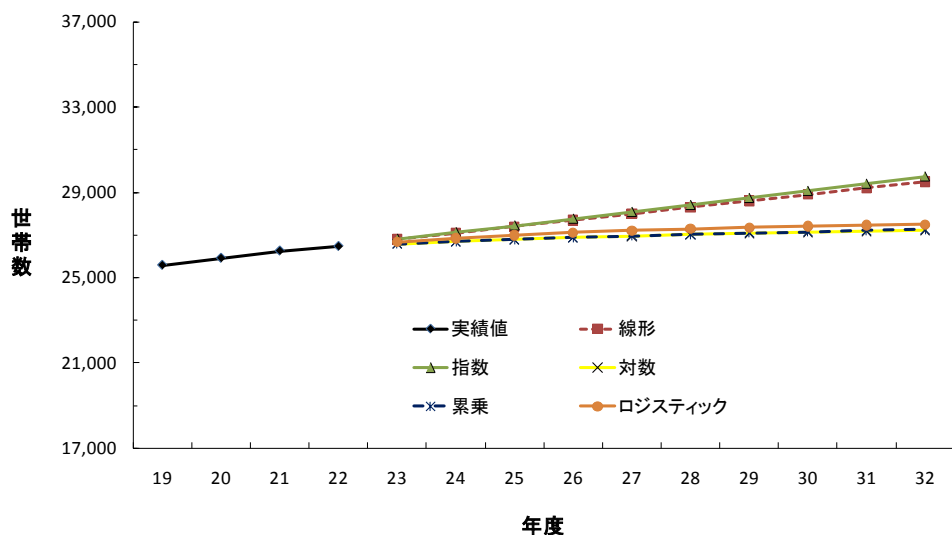


図 3 石狩市世帯数推計

表 1 石狩市世帯数推計

平成 (年度)	世 帯 数					
	実績値	線形	指数	対数	累乗	ロジスティック
		R ² =0.9903	R ² =0.9895	R ² =0.9817	R ² =0.9828	R ² =0.9972
19	25,579					
20	25,910					
21	26,250					
22	26,463					
23		26,799	26,808	26,572	26,576	26,680
24		27,098	27,118	26,688	26,695	26,852
25		27,397	27,432	26,787	26,797	26,995
26		27,697	27,749	26,872	26,885	27,114
27		27,996	28,070	26,948	26,963	27,212
28		28,295	28,395	27,015	27,033	27,293
29		28,594	28,723	27,076	27,096	27,359
30		28,893	29,055	27,132	27,154	27,414
31		29,193	29,391	27,183	27,208	27,460
32		29,492	29,731	27,230	27,257	27,497

第 3 節 家庭系ごみ排出量原単位の推計

B-① 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推計

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推計は、実績値として①平成 19 年から平成 22 年まで 4 年間の実績値を用いた場合と、②平成 19, 21, および 22 年度の 3 年間の実績値を用いた場合の 2 通りで時系列トレンド推計方式を用いて推計しました (図 4, 表 2, 図 5, 表 3)。平成 20 年度値を除外して推計した理由として、家庭系ごみの有料化に伴い、ごみ排出量が他の実績値と比べ大きく減少したため、外れ値とみなしたためです。

推計の結果、どの推計式も R^2 値 (決定係数) が低く、高い相関関係は見られませんでした。近年の実績などから、平成 20 年度値を考慮に入れずに推計したロジスティック式を採用することにしました (図 5, 表 3)。これより、計画目標年度である平成 32 年度における 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推計値を、平成 22 年度の 703.2 g/人・日と比べて、3.3%増加の 726.5 g/人・日としました。

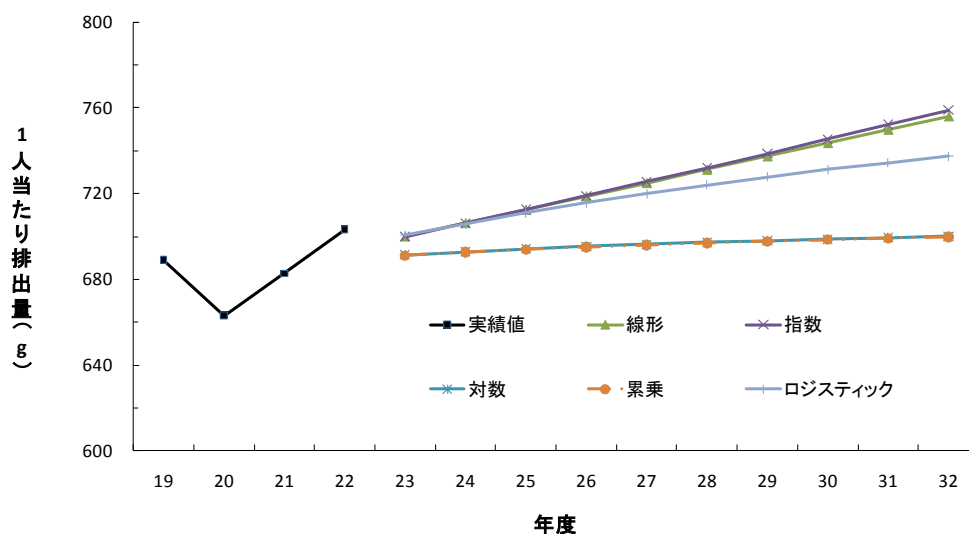


図 4 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推計
(平成 20 年度値を考慮に入れた場合)

表 2 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推計
(平成 20 年度値を考慮に入れた場合)

平成 (年度)	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)					
	実績値	線形	指数	対数	累乗	ロジスティック
		R ² =0. 233	R ² =0. 2288	R ² =0. 0923	R ² =0. 0897	R ² =0. 2631
19	689. 0					
20	663. 1					
21	682. 7					
22	703. 2					
23		700. 1	699. 9	691. 4	691. 1	700. 6
24		706. 3	706. 2	692. 9	692. 7	706. 0
25		712. 5	712. 6	694. 2	693. 9	710. 9
26		718. 7	719. 0	695. 3	695. 1	715. 6
27		725. 0	725. 5	696. 3	696. 1	719. 9
28		731. 2	732. 1	697. 2	696. 9	724. 0
29		737. 4	738. 7	698. 0	697. 8	727. 7
30		743. 6	745. 4	698. 7	698. 5	731. 2
31		749. 9	752. 1	699. 4	699. 2	734. 4
32		756. 1	758. 9	700. 0	699. 8	737. 4

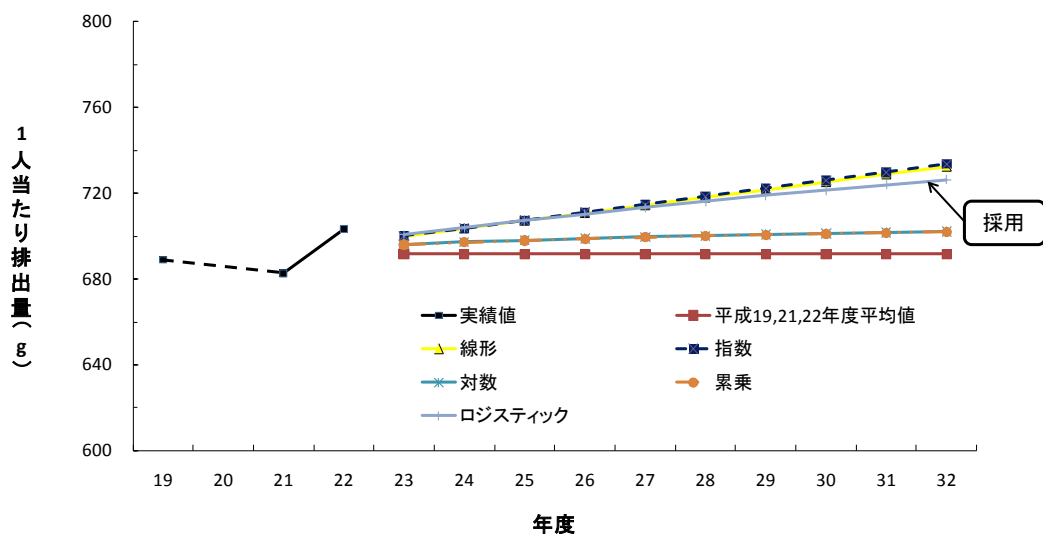


図 5 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推計
(平成 20 年度値を考慮に入れなかった場合)

表 3 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推計
(平成 20 年度値を考慮に入れなかった場合)

平成 (年度)	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)					
	実績値	線形	指数	対数	累乗	ロジスティック
		$R^2=0.2755$	$R^2=0.2724$	$R^2=0.164$	$R^2=0.1614$	$R^2=0.2985$
19	689.0					
20						
21	682.7					
22	703.2					
23		700.1	700.1	696.2	696.1	700.6
24		703.7	703.7	697.3	697.1	704.0
25		707.3	707.4	698.2	698.0	707.3
26		710.9	711.1	698.9	698.8	710.4
27		714.5	714.8	699.6	699.5	713.4
28		718.1	718.5	700.2	700.1	716.2
29		721.7	722.3	700.8	700.7	719.0
30		725.4	726.0	701.3	701.2	721.6
31		729.0	729.8	701.8	701.6	724.1
32		732.6	733.6	702.2	702.1	726.5

第 4 節 家庭系ごみ排出量の推計

年間排出量推計は、第 3 節で推計した原単位（1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量）に人口推計値を積算して算出しました（図 6）。

これより、平成 22 年度の 15,626 t/年と比較して、計画目標年の中間年である平成 27 年度には 1.9%減少の 15,337 t/年となり、計画目標年度である平成 32 年度には 2.5%減少の 15,237 t/年になると推計されます。

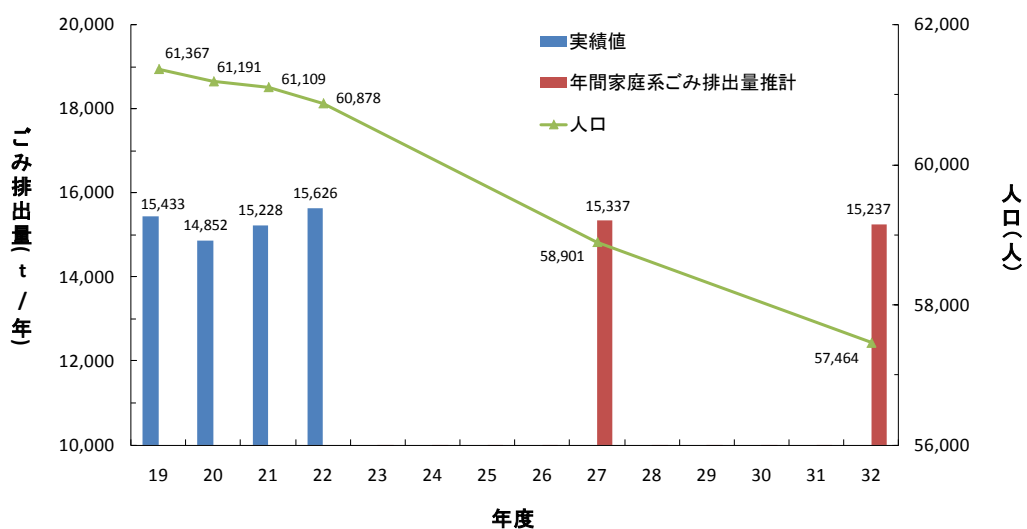


図 6 家庭系ごみ排出量の推計 (t/年)

第 5 節 事業系ごみ排出量の推計

事業系ごみ排出量の推計は、平成 19 年から平成 22 年まで 4 年間の実績値より時系列トレンド推計方式を用いて推計しました（図 7、表 4）。
推計の結果、対数式において高い相関（ R^2 値（決定係数）＝0.7332）がみられたものの、今後排出量が減少すると推測できないため、平成 19～22 年度値の平均を一律に設定しました。これより、計画目標年度である平成 32 年度における事業系ごみ排出量の推計値を 4,561 t/年としました。

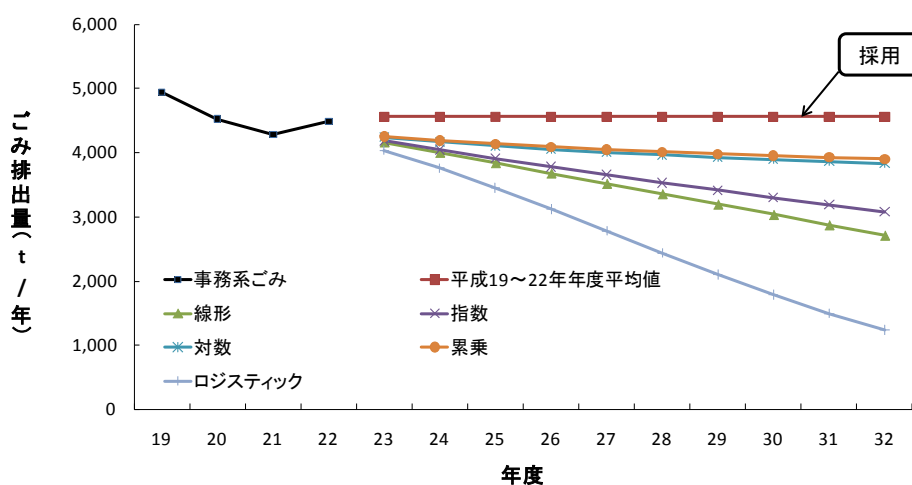


図 7 事業系ごみ排出量の推計 (t/年)

表 4 事業系ごみ排出量の推計

平成 (年度)	事業系ごみ排出量 (t/年)					
	実績値	線形	指数	対数	累乗	ロジスティック
		$R^2=0.5613$	$R^2=0.5527$	$R^2=0.7332$	$R^2=0.7229$	$R^2=0.5902$
19	4,943					
20	4,527					
21	4,285					
22	4,490					
23		4,160	4,188	4,241	4,255	4,039
24		4,000	4,048	4,169	4,190	3,760
25		3,840	3,912	4,108	4,136	3,453
26		3,680	3,782	4,056	4,090	3,124
27		3,519	3,655	4,009	4,050	2,783
28		3,359	3,533	3,968	4,014	2,440
29		3,199	3,415	3,930	3,982	2,105
30		3,038	3,301	3,896	3,953	1,789
31		2,878	3,190	3,865	3,927	1,499
32		2,718	3,084	3,835	3,903	1,240

第 6 節 総排出量の推計

ごみ総排出量の推計は、家庭系ごみと事業系ごみの排出量の推計値を加算し算定しました (図 8, 表 5)。

これより、平成 22 年度の 20,116 t/年と比較して、計画目標年の中間年である平成 27 年度には、1.1%減少し 19,898 t/年となり、計画目標年の平成 32 年度には、1.6%減少し 19,798 t/年になると推計されます。

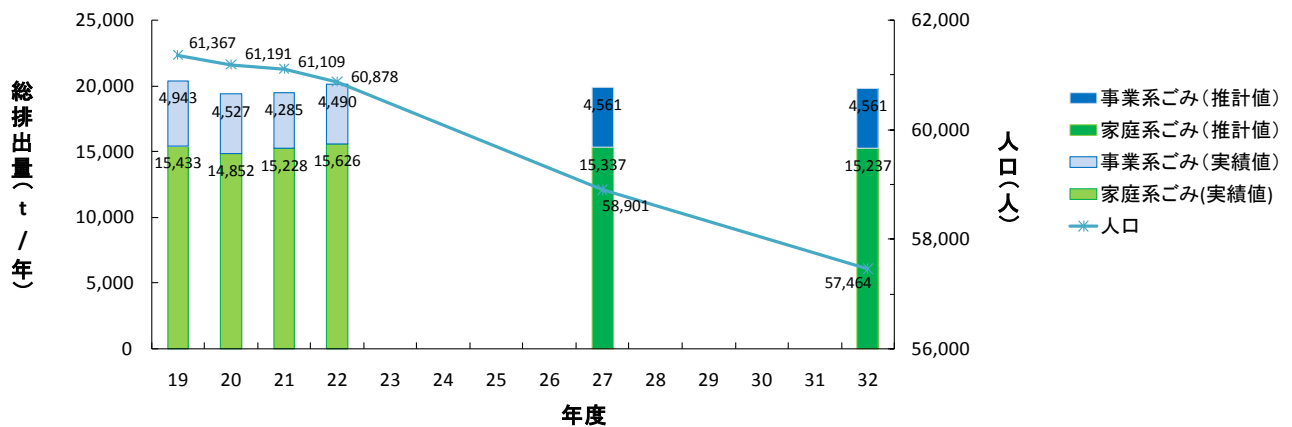


図 8 総排出量の推計 (t/年)

表 5 排出量推計値の平成 22 年度値に対する増減率

項目	排出量の増減率 (%)	
	中間計画目標年度 (平成 27 年度)	計画目標年度 (平成 32 年度)
家庭系ごみ	-1.9	-2.5
事業系ごみ	1.6	1.6
総排出量	-1.1	-1.6

第3節 家庭系ごみ排出量の推計について

別表1 家庭系ごみ排出量推移の内訳（t/年）

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
燃えるごみ	12,551	11,020	8,714	8,647	8,656	8,772
燃えないごみ	755	689	372	365	388	422
燃やせないごみ	1,454	1,513	713	449	1,084	1,115
粗大ごみ	1,336	2,325	272	304	383	465
資源ごみ	3,538	4,471	5,362	5,087	4,717	4,852
家庭系ごみ合計	19,634	20,018	15,433	14,852	15,228	15,626

平成 2 3 年 度

「家庭系・事業系一般廃棄物に関する調査」
報 告 書

石狩市市民生活部環境室ごみ対策課

■ごみ処理に関する市民意識について(家庭系ごみ)

アンケート調査の目的

この調査は、石狩市内全域から無作為に抽出した1,000世帯を対象に、平成18年10月にごみ収集の有料化と戸別収集を実施してから5年が経過するにあたって、その後のごみの排出やリサイクル、およびその費用負担等の意識と実態を調査し、今後のごみの減量や4Rの推進、負担のあり方等の施策の検討のための材料にするために実施した。

調査の概要

■ アンケート調査対象地区	石狩市内全域 1,000世帯
■ 調査期間	平成23年7月1日～平成23年7月20日
■ 調査方法	郵送による調査(無記名)
■ 回答数	418世帯
■ 回答率	41.8%

調査結果の概要

■ 現在のごみの収集方法などのあり方について

- ・ごみの分別内容、収集回数、戸別収集、ごみの有料についての現在のあり方は概ね賛成であると見られる。

■ リサイクルへの意識について

- ・4Rについての設問や、リサイクルへの取り組みを見るとほとんどの方が関心を持ち、実際に取り組んでいることが読み取れる。
しかし、「古着・古布」や「ミックスペーパー」、「廃食用油」、「小型電子・電気機器」などはごみとして処分している割合が高い。これは意識の問題というよりも認知度が低いのではないかと考えられる。

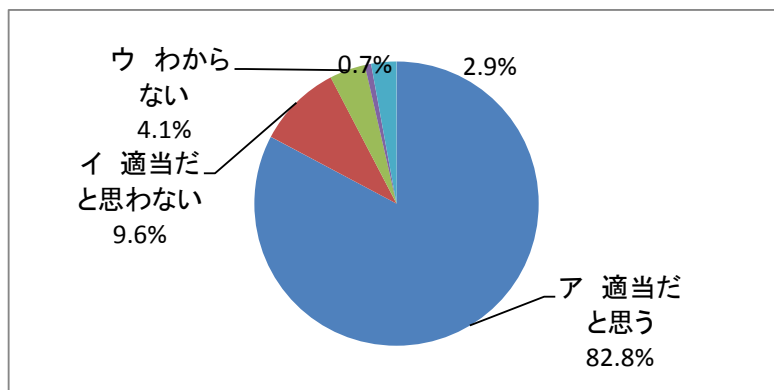
■ リサイクルに要する費用の負担について

- ・現在無料で収集しているリサイクル品目の、リサイクルに要する費用の負担についての考え方は多様であった。

■問1

現在のごみの分別(燃やせるごみ・燃えないごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・資源物)について、次の中から1つだけ選んでください。

ア 適当だと思う	346 人	82.8%
イ 適当だと思わない	43 人	9.6%
ウ わからない	17 人	4.1%
無回答	3 人	0.7%
不明	9 人	2.9%
合計	418 人	



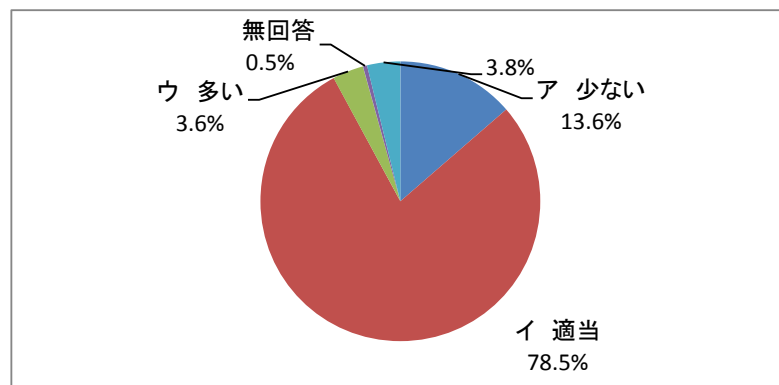
※ 80%以上の方が、今の分別内容が適当だと感じている。

少数だが「適当だと思わない」の中の「分別が少ない」を選んだ方の「分別した方がよいと思う品目」の中で「紙」の分別を求める意見が目止まる。

■問2

ごみの収集回数について、次の中から1つだけ選んでください。

ア 少ない	57 人	13.6%
イ 適当	328 人	78.5%
ウ 多い	15 人	3.6%
無回答	2 人	0.5%
不明	16 人	3.8%
合計	418 人	



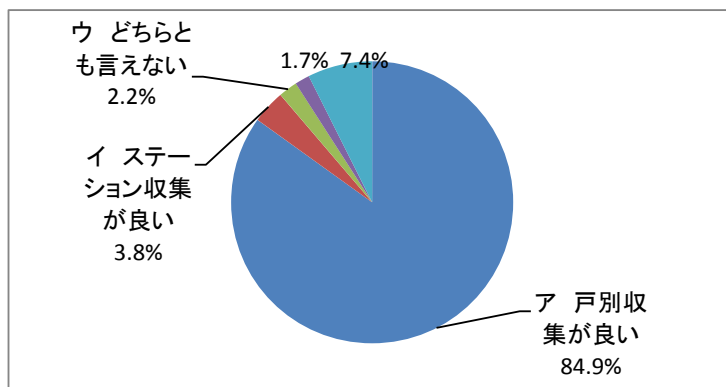
※ 80%近くの方がごみの収集回数は適当だと感じている。

少数だが、収集回数が少ないと回答した方のうち、少ないと思う品目の要望する収集回数の記述で、燃えないごみを今の月1回から月2回に、燃やせないごみを今の週1回から週2回にという回答が多い。また、収集回数が多いと回答した方のうち、多いと思う品目の要望する収集回数の記述で、燃やせるごみを今の週2回から週1回にという回答が多い。

■問3

石狩市では、平成18年度から戸別収集を実施していますが、収集方法について、次の中から1つだけ選んで、そのあてはまる理由に○を付けてください。

ア 戸別収集が良い	355 人	84.9%
イ ステーション収集が良い	16 人	3.8%
ウ どちらとも言えない	9 人	2.2%
無回答	7 人	1.7%
不明	31 人	7.4%
合計	418 人	



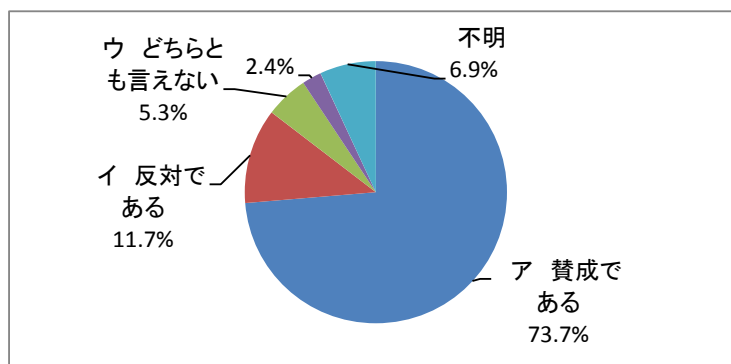
※ 約85%の方が戸別収集が良いと感じている。

その理由として、「ごみ出しマナーが徹底される」が49. 3%、次いで「ごみを出すのが便利」が31. 6%、「街並みがきれいになった」が17. 5%となっている。

■問4

石狩市では、平成18年度から家庭一般ごみの有料化を実施していますが、このことについて次の中から1つだけ選んで、そのあてはまる理由に○を付けてください。

ア 賛成である	308 人	73.7%
イ 反対である	49 人	11.7%
ウ どちらとも言えない	22 人	5.3%
無回答	10 人	2.4%
不明	29 人	6.9%
合計	418 人	



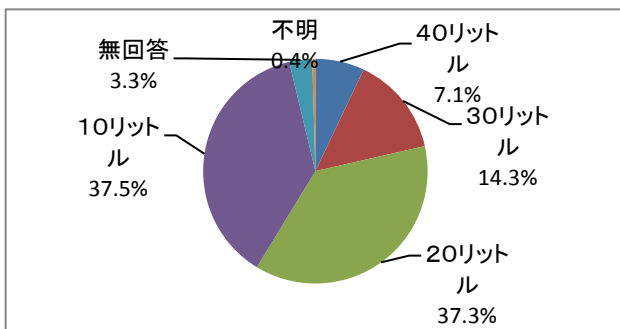
※ 約4分の3の方がごみの有料化に賛成している。

有料化に賛成である理由として、「排出量に応じて負担するから公平である」が43. 3%、次いで「分別などの意識が高まった」が26. 9%、「ごみ減量の効果がある」が25. 4%となっている。
又、有料化に反対な理由は、「指定ごみ袋の価格が高い」が51. 4%と一番高く、次いで「不法投棄が増える」が17. 1%、「有料ごみの種類が多い」が15. 7%となっている。

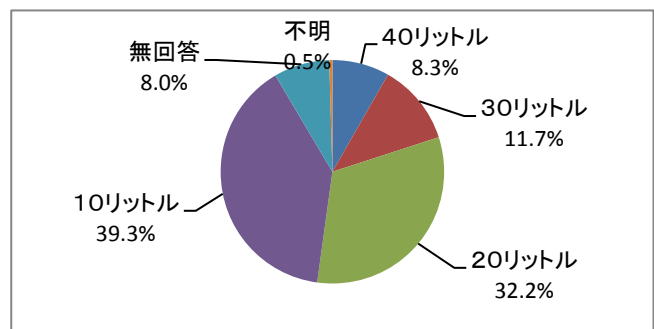
■問5(1)

ご家庭において、主にご利用するごみ袋の大きさを教えてください。

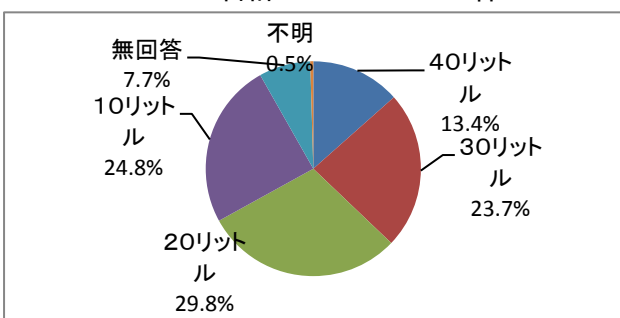
燃やせるごみ	40リットル	32 件	7.1%
	30リットル	65 件	14.3%
	20リットル	169 件	37.3%
	10リットル	170 件	37.5%
	無回答	15 件	3.3%
	不明	2 件	0.4%
	合計	453 件	



燃えないごみ	40リットル	36 件	8.3%
	30リットル	51 件	11.7%
	20リットル	140 件	32.2%
	10リットル	171 件	39.3%
	無回答	35 件	8.0%
	不明	2 件	0.5%
	合計	435 件	



燃やせないごみ	40リットル	59 件	13.4%
	30リットル	104 件	23.7%
	20リットル	131 件	29.8%
	10リットル	109 件	24.8%
	無回答	34 件	7.7%
	不明	2 件	0.5%
	合計	439 件	



※ 全分別で20リットルと10リットルの袋の利用度が高いのが見てとれる。

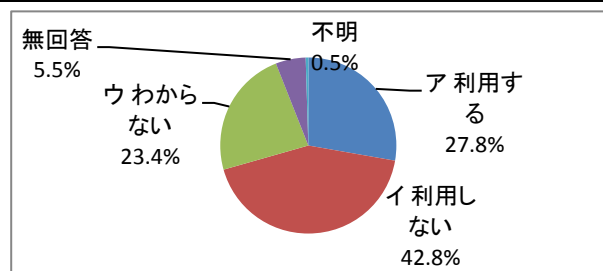
参考：平成22年度指定ごみ袋販売枚数

大きさ	40リットル	30リットル	20リットル	10リットル
枚 数	39,725	62,673	105,394	87,449
割 合	13.5%	21.2%	35.7%	29.6%

■問5(2)

5リットル袋は平成23年10月頃発売の予定です。発売後、ご利用しますか。

ア 利用する	116 件	27.8%
イ 利用しない	179 件	42.8%
ウ わからない	98 件	23.4%
無回答	23 件	5.5%
不明	2 件	0.5%
合計	418 件	

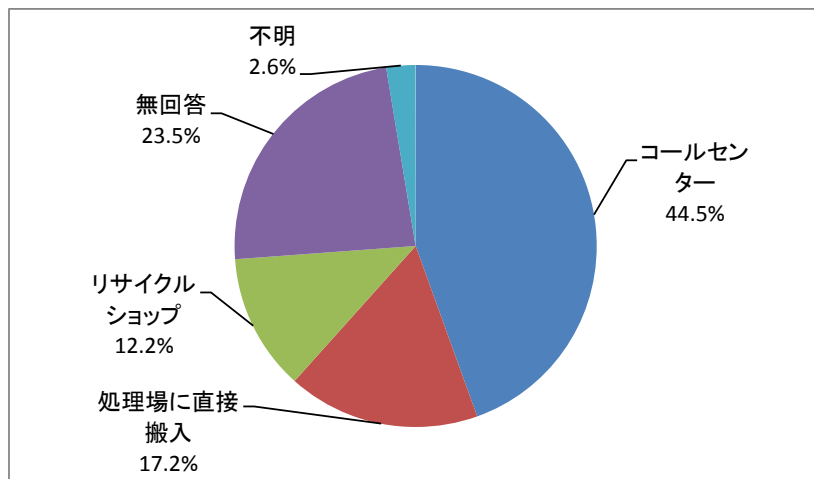


※ 「利用する」を挙げた方が約28%であり、5リットルの袋を日常的に利用するのは10リットルや20リットルほど高くないと見込まれる。

■問6

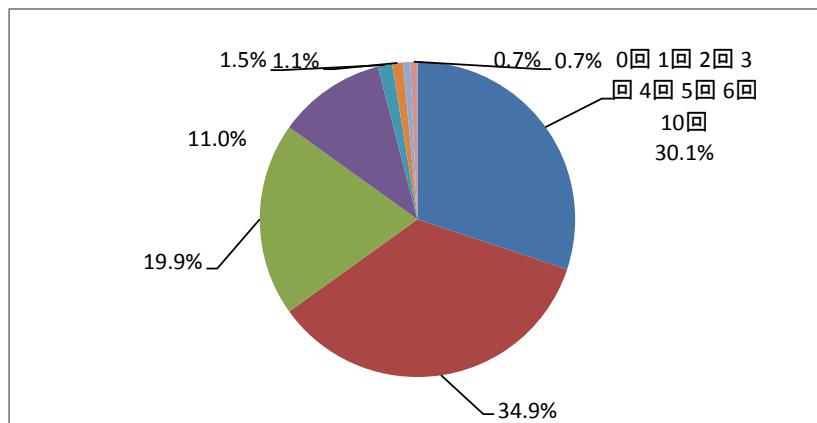
過去1年間での粗大ごみの出し方と回数を教えてください。

ア コールセンター	153 件	44.5%
イ 処理場に直接搬入	59 件	17.2%
ウ リサイクルショップ	42 件	12.2%
無回答	81 件	23.5%
不明	9 件	2.6%
合計	344 件	



※ ごみとして処分したア・イを選んだ方は約62%である。

合計回数	0回	82 件	30.1%
	1回	95 件	34.9%
	2回	54 件	19.9%
	3回	30 件	11.0%
	4回	4 件	1.5%
	5回	3 件	1.1%
	6回	2 件	0.7%
	10回	2 件	0.7%
	合計	272 件	

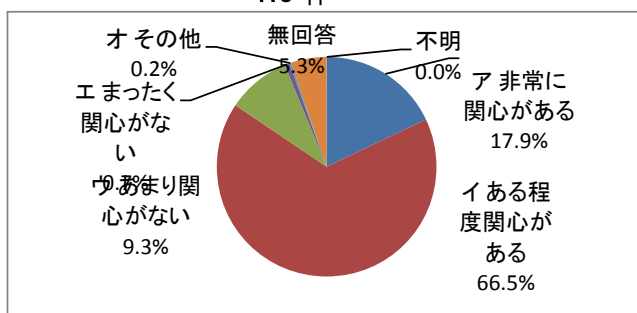


※ 粗大ごみは年に1回も出さないか、出しても1・2回程度かと見てとれる。

■問7

4R(リフューズ=不要なものを断る、リデュース=廃棄物を出さない、リユース=再使用する、リサイクル=再資源化する)に関心がありますか？1つだけ選んでください。

ア 非常に関心がある	75 件	17.9%
イ ある程度関心がある	278 件	66.5%
ウ あまり関心がない	39 件	9.3%
エ まったく関心がない	3 件	0.7%
オ その他(意見は下記)	1 件	0.2%
無回答	22 件	5.3%
不明	0 件	0.0%
合計	418 件	

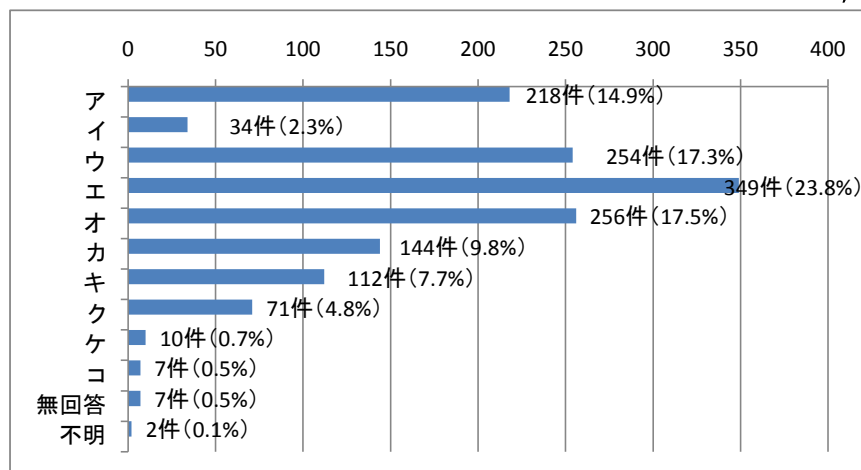


※ ア・イを選んだ方が合わせて84.4%に上り、4Rへの関心の高さがうかがえる。

■問8

ごみを減らすために、どのような取り組みをしていますか？あてはまるものを全て選んでください。

ア 物を買わずに、作りすぎない、長く大事に使うようにしている	218 件	14.9%
イ エコマーク等環境に配慮した商品を選ぶようにしている	34 件	2.3%
ウ 市の拠点回収を利用している(みどりのリサイクル、紙パック、ミックスペーパー、乾電)	254 件	17.3%
エ 町内会などの集団資源回収に出している。(新聞、雑誌、ダンボールなど)	349 件	23.8%
オ レジ袋をもらわない	256 件	17.5%
カ 過剰包装を断るようにしている	144 件	9.8%
キ 生ごみを堆肥化している	112 件	7.7%
ク フリーマーケットやリサイクルショップを活用している	71 件	4.8%
ケ 特に何もしていない	10 件	0.7%
コ その他(意見は下記)	7 件	0.5%
無回答	7 件	0.5%
不明	2 件	0.1%
合計	1,464 件	



※ リフューズにつながるオ・カが合わせて27.3%、リデュースにつながるアが14.9%、リユースにつながるクが4.8%、リサイクルにつながるウ・エ・キは合わせて48.8%になる。

「特に何もしていない」のが0.5%で、ほとんどの方が4Rの全てか又はいずれかを実行している。

■問9

次のものの処分はどのようにしていますか？あてはまるものを全て選んでください。

(1) びん・缶(飲料、食料)

①市の収集(資源物)に出している	354 件	61.6%
②町内会などの集団資源回収に出している	82 件	14.3%
③集団資源回収以外の回収業者に出している	5 件	0.9%
④お店の回収ボックスに出している	28 件	4.9%
⑤市の収集(燃えないごみ)に出している	96 件	16.7%
⑥その他(意見は別紙)	2 件	0.3%
無回答	8 件	1.4%
不明	0 件	0.0%
合計	575 件	

※ ①から④の何らかのリサイクルに出している方が81.7%、ごみとして出している方が16.7%である。

(2) 新聞・雑誌・ダンボール

①町内会などの集団資源回収に出している	352 件	77.0%
②集団資源回収以外の回収業者に出している	58 件	12.7%
③市の収集(燃やせるごみ)に出している	26 件	5.7%
④その他(意見は別紙)	8 件	1.8%
無回答	13 件	2.8%
不明	0 件	0.0%
合計	457 件	

※ ①②のリサイクルに出している方が89.7%、ごみとして処分している方が5.7%である。

(3) 古着・古布

①市の回収ボックスに出している	89 件	16.4%
②市の収集(燃やせるごみ)に出している	305 件	56.1%
③フリーマーケット等に出している	16 件	2.9%
④古着屋、リサイクルショップに出している	83 件	15.3%
⑤その他(意見は別紙)	29 件	5.3%
無回答	22 件	4.0%
不明	0 件	0.0%
合計	544 件	

※ 半数以上の方がごみとして処分している。ただし、対象になる古着・古布の内容の認知度が高くないとも考えられ、このことにより②の数字は対象物ではないものも含んだ数字とも考えられる。

(4) 牛乳などの紙パック

①市、お店の回収ボックスに出している	177 件	40.0%
②市の収集(燃やせるごみ)に出している	126 件	28.4%
③町内会などの集団資源回収に出している	98 件	22.1%
④その他(意見は別紙)	28 件	6.3%
無回答	13 件	2.9%
不明	1 件	0.2%
合計	443 件	

※ ①③のリサイクルに出している方が約62%に留まり、ごみとして処分している方が約28%に上っている。

(5)食品トレー

①お店の回収ボックスに出している	254 件	55.2%
②市の収集(燃やせないごみ)に出している	177 件	38.5%
③町内会などの集団資源回収に出している	5 件	1.1%
④その他(意見は別紙)	9 件	2.0%
無回答	15 件	3.3%
不明	0 件	0.0%
合計	460 件	

※ ①③のリサイクルに出している方が56. 3%に留まり、ごみとして処分している方が約38%に上っている。

(6)ミックスペーパー

①市の拠点回収に出している	104 件	24.2%
②市の収集(燃やせるごみ)に出している	252 件	58.7%
③その他(意見は別紙)	15 件	3.5%
無回答	53 件	12.4%
不明	5 件	1.2%
合計	429 件	

※ ①のリサイクルに出しているのが約24%に留まり、ごみとして処分しているのが約58%に上っている。

「①市の拠点回収に出している」104件のうち、

- | | |
|-------------------|------|
| 1) 専用袋を利用している | 56 件 |
| 2) 自宅にある紙袋を利用している | 48 件 |

※ 専用袋の利用度が半数を超えている。コスト削減のためにも一般の紙袋の利用を促進し、この利用度を下げていく必要があると考えられる。

(7)廃食用油

①市、お店などの回収ボックスに出している	111 件	26.2%
②市の収集(燃やせるごみ)に出している	224 件	53.0%
③その他(意見は別紙)	45 件	10.6%
無回答	43 件	10.2%
不明	0 件	0.0%
合計	423 件	

※ ①のリサイクルに出している方が約26%に留まり、ごみとして処分している方が53%に上る。
ただし、その他の意見を見ると、油は使い切る、油を使わないという家庭も少なくない。

(8)小型電子・電気機器

①市の回収ボックスに出している	107 件	23.6%
②リサイクルショップに出している	55 件	12.1%
③フリーマーケット等に出している	2 件	0.4%
④市の収集(燃えないごみ)に出している	195 件	43.0%
⑤その他(意見は別紙)	33 件	7.3%
無回答	58 件	12.8%
不明	4 件	0.9%
合計	454 件	

※ ①から③のリサイクルに出している方が約36%に留まり、ごみとして処分している方が43%に上っている。
ただし、リサイクルの対象になる小型電子・電気機器の範囲があまり浸透していないとも考えられる。

(9) 乾電池

①市、お店の回収ボックスに出している	338 件	79.9%
②市の収集(燃えないごみ)に出している	66 件	15.6%
③その他(意見は別紙)	7 件	1.7%
無回答	11 件	2.6%
不明	1 件	0.2%
合計	423 件	

※ 多くの人は①のリサイクルに出しているようだが、まだ約16%の方がごみとして処分している。
現在筒型乾電池は水銀が使われなくなり、埋立地への悪影響はないと言われているが、リサイクルのシステムは以前から確立されており、リサイクルの促進は一層図るべきと考えられる。

(10) 剪定枝、草花

①「みどりのリサイクル」に出している	275 件	58.8%
②市の収集(燃やせるごみ)に出している	82 件	17.5%
③自家処理(堆肥化等)している	71 件	15.2%
④その他(意見は別紙)	14 件	3.0%
無回答	25 件	5.3%
不明	1 件	0.2%
合計	468 件	

※ ①③のリサイクルに出している方が74%であるが、ごみとして処分している方も約18%である。
なお、ごみとして処分している方の中には、「みどりのリサイクル」の対象地域以外の方も含まれる。

(11) ペットボトル(飲料・食料)

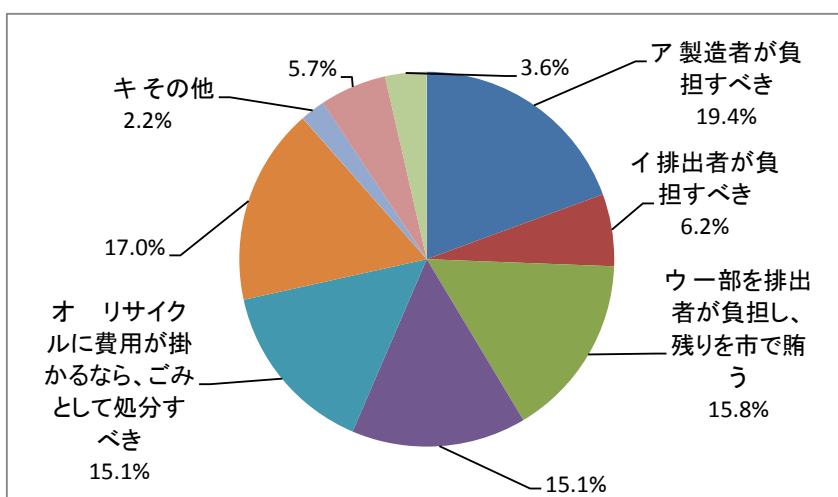
①市の収集(資源物)に出している	377 件	83.8%
②お店の回収ボックスに出している	24 件	5.3%
③市の収集(燃やせないごみ)に出している	30 件	6.7%
④その他(意見は別紙)	8 件	1.8%
無回答	11 件	2.4%
不明	0 件	0.0%
合計	450 件	

※ ①のリサイクルに出している方が約84%であり、ごみとして処分している方が約7%になっている。
また、②の「お店の回収ボックスに出している」のが約5%あるが、本来家庭から排出されたものの回収ボックスでないため、リサイクルの進め方としては大きな課題である。

■問10

市で行っている各種リサイクルは処理費用がかかっていますが、現在、無料で収集処理をしています。この処理費用負担について次の中から一つだけ選んでください。

ア 製造者が負担すべき	81 人	19.4%
イ 排出者が負担すべき	26 人	6.2%
ウ 一部を排出者が負担し、残りを市で賄う	66 人	15.8%
エ 市で賄うべき	63 人	15.1%
オ リサイクルに費用が掛かるなら、ごみとして処分すべき	63 人	15.1%
カ わからない	71 人	17.0%
キ その他（意見は下記）	9 人	2.2%
無回答	24 人	5.7%
不明	15 人	3.6%
合計	418 人	



※ 意見は割れ、「わからない」という回答が17%で2位であり、市民の現状を示していると考えられる。
問4でごみの有料化については約74%の方が賛成しているが、リサイクルに係る費用負担については別個の考え方に立っている方が多い。

キ その他（9件）

- ・固定資産税の一部を振り分けるべき
- ・製造者と排出者が負担する
- ・このことは、難しい問題だと思います。一人暮らしの私は有料袋に入れてもそれ程負担ではありませんが、家族の多い人は大変でしょう。製造者負担はその代金も消費者に跳ね返って、値上がり色がとでると思うのでわかりません。
- ・他の市で実際行っている所があるのですが、家具等粗大ごみをリサイクルして市民に還元している所がある。とても良い案だと思う。石狩市もやってほしいと思います。希望する人は多少なりとも費用を負担するのはどうでしょうか？
- ・具体的に費用内容が分からないので選択できません。
- ・費用支出が適切かどうかを再検証してみてわ。
- ・現状のままで良い。お金がかかるのは困る。
- ・今までどおり無料をお願いします。
- ・法律ではどのようなになっているのでしょうか。上の項目は短絡的ではないでしょうか。

■一般廃棄物の排出状況について(事業系ごみ)

アンケート調査の目的

この調査は、市内全域の事業所から無作為に抽出した300事業所を対象に行われ、事業所から排出されるごみの種類、量などを把握するとともに、リサイクルに対する意識を調査し、年々増加傾向にある事業系ごみの減量や4R推進の施策の検討及び、一般廃棄物処理基本計画の策定についての材料とするため実施した。

調査の概要

■ アンケート調査対象地区	石狩市内全域 300事業所
■ 調査期間	平成23年7月1日～平成23年7月20日
■ 調査方法	郵送による調査(無記名)
■ 回答数	133事業所
■ 回答率	44%

調査結果の概要

- 事業所から排出されているごみの種類、量について
 - ・事業所から排出されているごみの種類は燃やせるごみが多く、多量である。
 - だが、リサイクルされている量は少なく、その約8割がごみとして処分されている
- リサイクルについて
 - ・リサイクルについての考え方で、「すべてごみとして廃棄すべき」という回答が0だった点からも、リサイクルに対しての関心があることが読み取れる。

※ SA・MAの意味

SA(シングルアンサー)……単一回答の設問

MA(マルチアンサー)……複数回答の設問

■ 1. 貴事業所の概要についてお聞きます。

問1. 業種について該当する項目を☑して下さい。(SA)

食品製造業	7 社	5%	幼稚園・学校等教育機関	4 社	3%
その他製造業	18 社	14%	建設業	12 社	9%
食品卸売業	4 社	3%	運輸業	7 社	5%
その他卸売業	9 社	7%	金融・保険・不動産	3 社	2%
食品小売店	0 社	0%	病院	2 社	2%
スーパー・コンビニ	6 社	5%	福祉施設	4 社	3%
飲食店	11 社	8%	その他サービス業	22 社	17%
その他小売店	14 社	11%	その他	10 社	8%

※その他の内訳は「リサイクル業、水産業、石油製品取扱業、農業協同組合、宗教法人、倉庫業」
となっている。

問2. 事業所の所在地はどこですか。該当する項目を☑して下さい。(SA)

1、新港地域 65社(49%) 2、花川北・南 38社(29%) 3、緑苑台 2社(2%) 4、花畔・花川東 6社(5%)
 5、樽川 5社(4%) 6、本町・親船東・八幡町・高岡 4社(3%) 7、生振・北生振 2社(2%)
 8、厚田区 5社(4%) 9、浜益区 6社(5%) その他 0社(0%)

※回答があった事業所の所在地は「新港地域」が全体の約半数(49%)を占めている。
 これに「花川北・南」38社(29%)を加えると、全体の約8割(78%)を占める結果になる。

問3. 従業員は何人ですか。(SA)

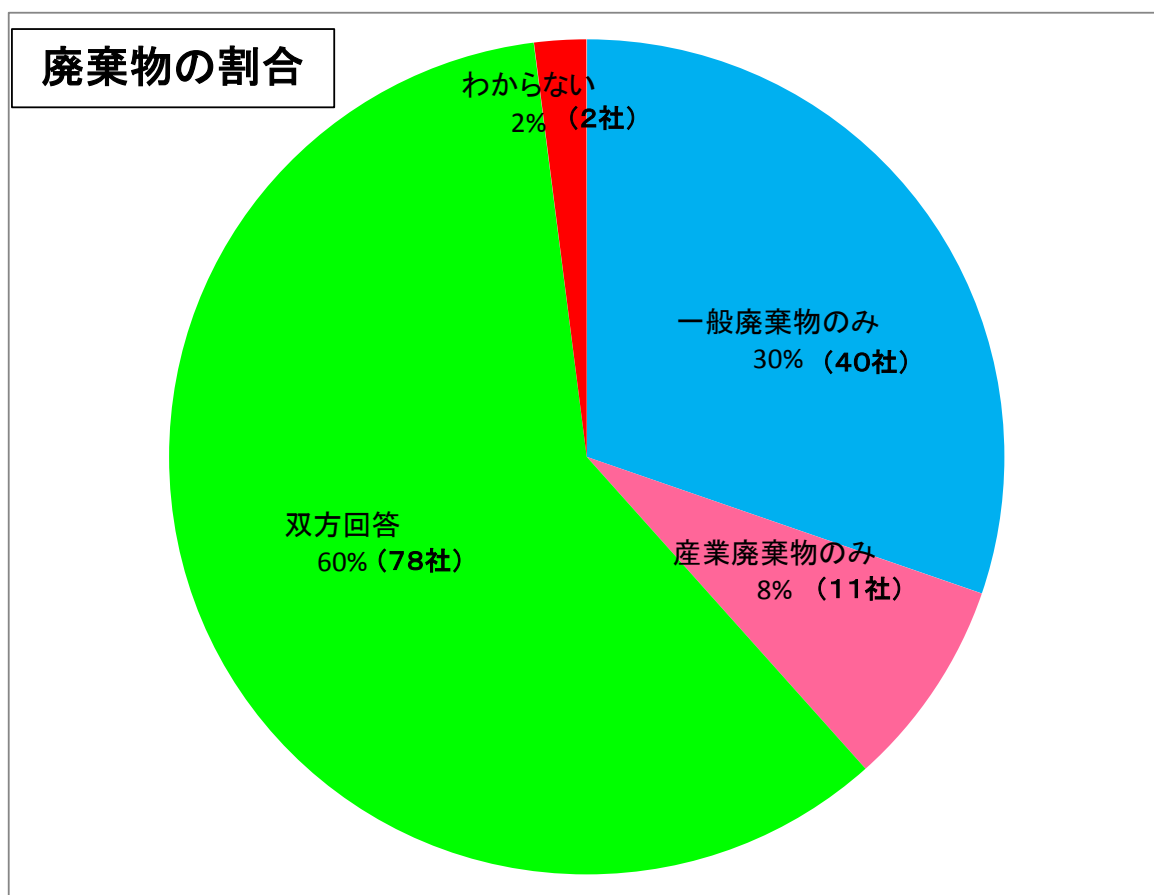
1～10人 41社(31%) 11～20人 34社(26%) 21～30人 16社(12%) 31～40人 9社(7%)
 41～50人 7社(5%) 51～60人 5社(4%) 61～70人 6社(5%) 71～80人 2社(2%)
 81～90人 1社(1%) 91～100人 3社(2%) 101人～ 9社(7%)

※従業員数「1～10人」が41社(31%)と最も高く、次いで「11～20人」が34社(26%)
 となっている。

■2. 貴事業所から排出される廃棄物についてお聞きします。

問4. 廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に分かれますが、該当する項目を☑して下さい。
両方該当する場合は双方にチェックをお願いします。(MA)

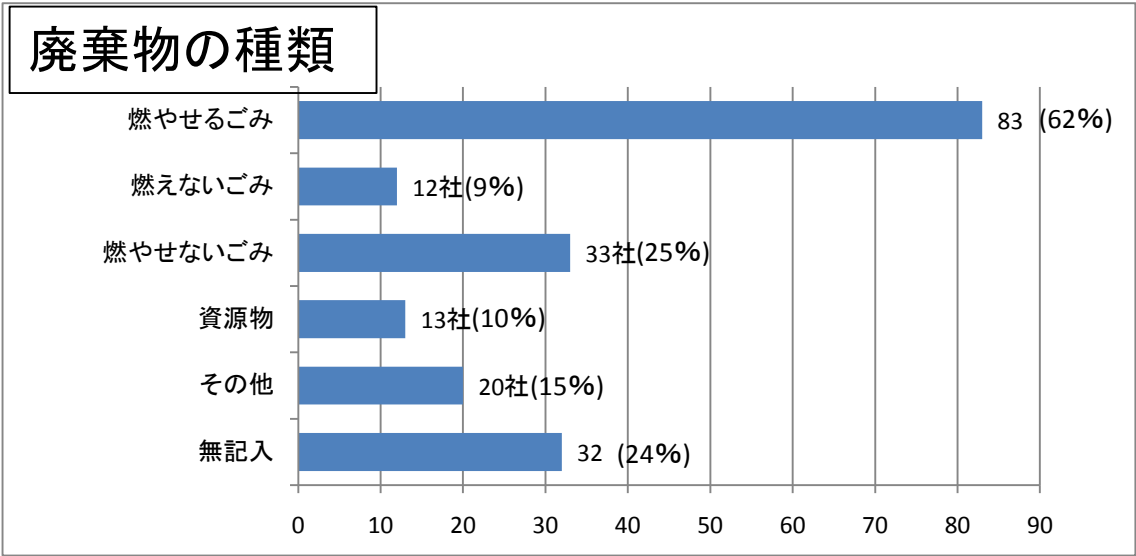
一般廃棄物	118社(89%)	} うち双方回答は78社(59%)
産業廃棄物	89社(67%)	
わからない	2社(2%)	



※「双方回答」が78社(60%)と最も多く、次いで「一般廃棄物のみ」が40社(30%)、「産業廃棄物のみ」が11社(8%)となっている。

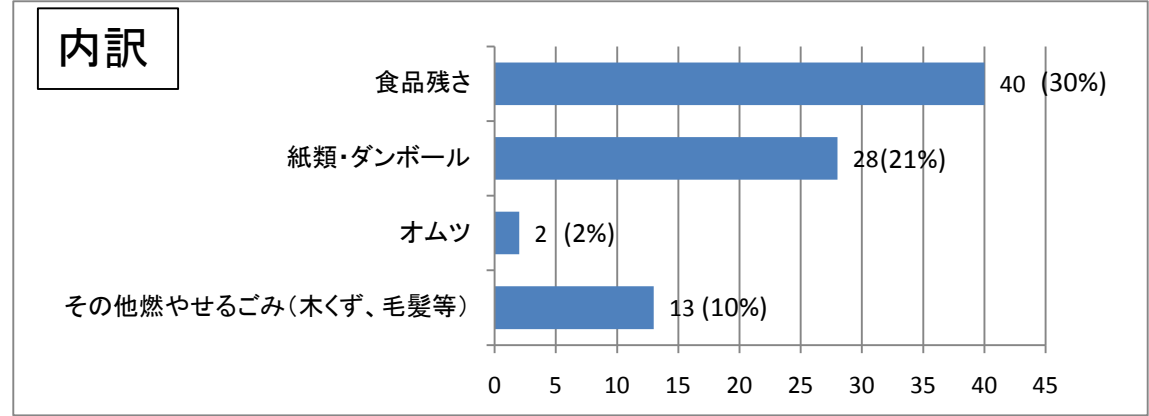
中には一般廃棄物と産業廃棄物の区別をはっきりと理解していない事業所も見受けられた。

問5. 貴事業所から排出されている主な一般廃棄物の種類と量についてお聞きます。
また、リサイクルしている場合はその方法をお答えください。(MA)



※133社中「燃やせるごみ」が83社(62%)と最も多く、次いで「燃やせないごみ」の33社(25%)となっている。

燃やせるごみ・・・83社(62%)回答

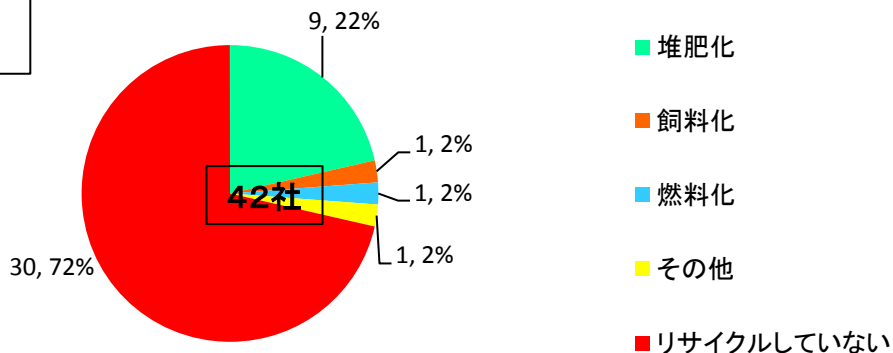


・廃棄物の量

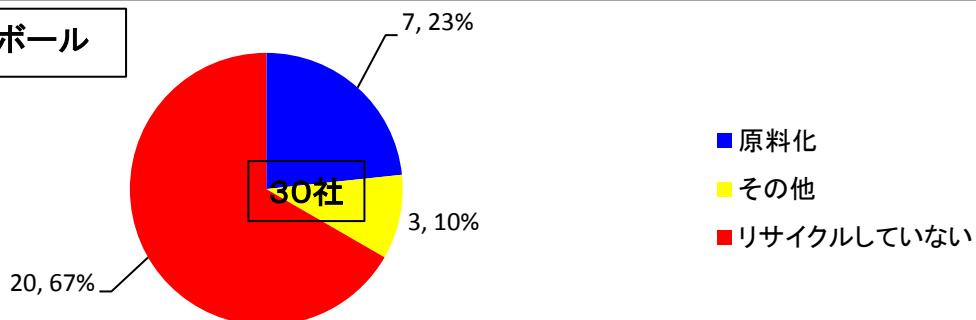
		事業所数	プリベード袋	t	kg	m ³
食品残さ	月平均	29社	1568袋 (16社)	10t (4社)	4808.2kg (6社)	24.8m ³ (3社)
	年間	7社	0袋	3337t (6社)	0kg	1m ³ (1社)
	不明	4社				
紙類・ダンボール	月平均	21社	132袋 (13社)	15.5t (2社)	1265kg (5社)	15.5m ³ (1社)
	年間	5社	1000袋 (1社)	2t (1社)	699,329kg (3社)	5m ³ (1社)
	不明	2社				
オムツ	月平均	2社	50袋 (1社)	0t	2480kg (1社)	0m ³
	年間	0社	0袋	0t	0kg	0m ³
	不明	0社				
その他燃やせる ごみ(木くず、毛 髪等)	月平均	11社	294袋 (8社)	0t	48kg (1社)	103.4m ³ (2社)
	年間	0社	0袋	0t	0kg	0m ³
	不明	2社				

・リサイクル方法

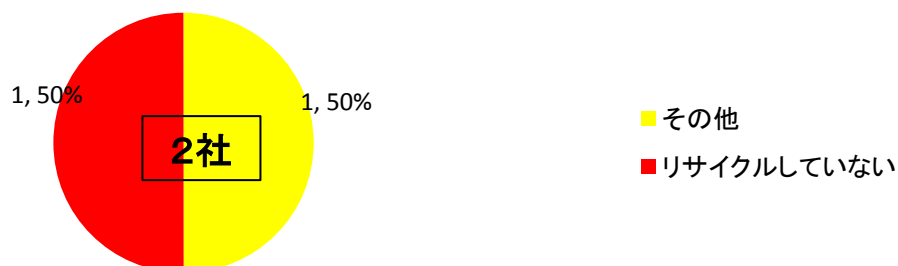
食品残さ



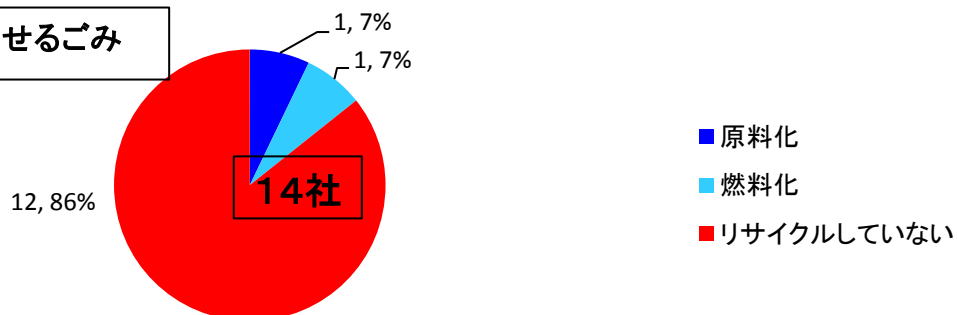
紙類・ダンボール



オムツ



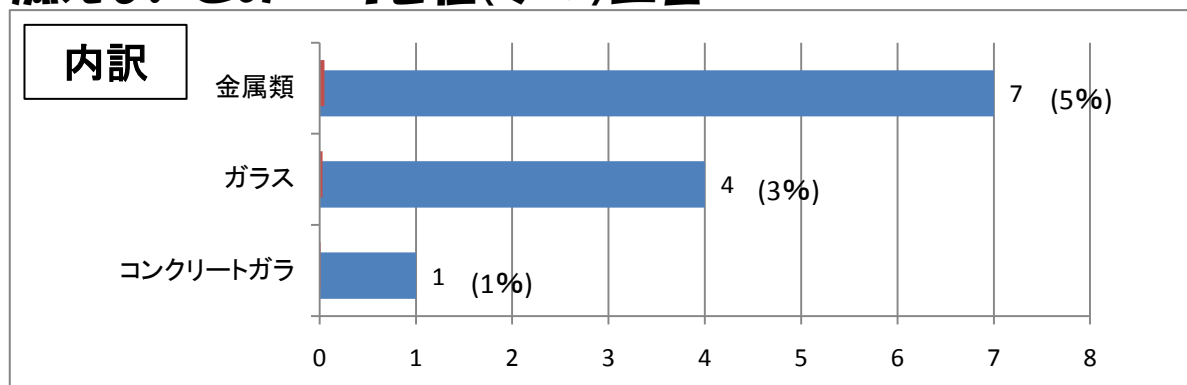
その他燃やせるごみ



※燃やせるごみの中で133社中「食品残さ」が42社(32%)と最も多く、次いで「紙類・ダンボール」が30社(23%)となっている

※リサイクル方法で最も多いのが、食品残さでは「堆肥化」9社(22%)、紙類・ダンボールでは「原料化」が7社(23%)、オムツでは「その他」が1社(50%)、その他燃やせるごみでは「原料化」「燃料化」とともに1社(7%)となっている

燃えないごみ・・・12社(9%)回答



・廃棄物の量

		事業所数	プリペード袋	t	kg	m ³
金属類	月平均	4社	14袋 (3社)	0t	400kg (1社)	0m ³
	年間	3社	8袋 (2社)	2t (1社)	0kg	0m ³
	不明	0社				
ガラス	月平均	3社	2袋 (1社)	0t	80kg (1社)	2.2m ³ (1社)
	年間	0社	0袋	0t	0kg	0m ³
	不明	1社				
コンクリートガラ	月平均	0社	0袋	0t	0kg	0m ³
	年間	1社	0袋	5696t (1社)	0kg	0m ³
	不明	0社				

・リサイクル方法・・・回答なし

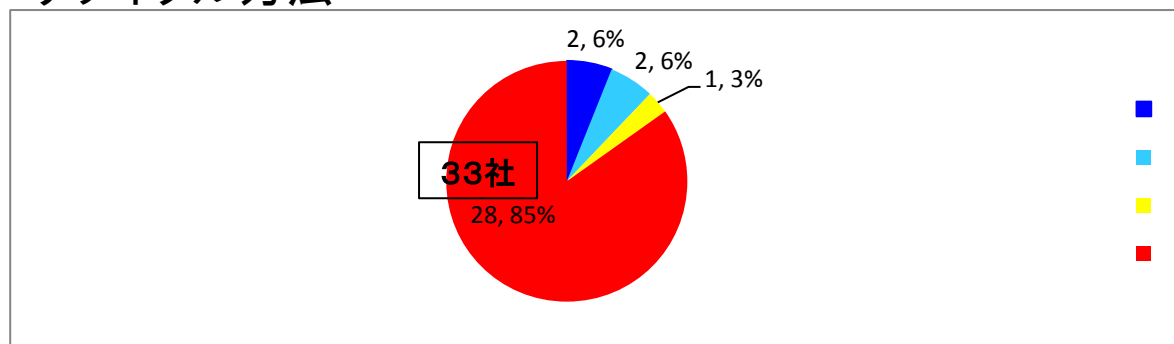
※燃えないごみを排出している事業所は12社(9%)と少なく、リサイクルをしているという回答もなかった。

燃やせないごみ(ビニール、プラスチック)・・・33社(25%)回答

・廃棄物の量

		事業所数	プリペード袋	t	kg	m ³
ビニール、プラスチック	月平均	23社	70袋 (12社)	5t (4社)	1027kg (5社)	28, 6m ³ (2社)
	年間	4社	61袋 (3社)	0t	0kg	8m ³ (1社)
	不明	6社				

・リサイクル方法



※リサイクル方法は「原料化」2社(6%)、「燃料化」2社(5%)である。

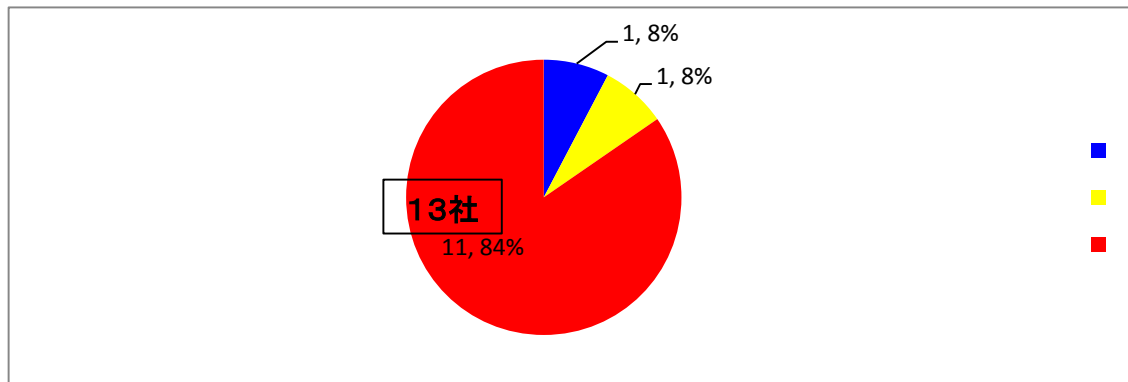
※「リサイクルしていない」と回答したのは28社(84%)となっている。

資源物(ビン、缶、ペットボトル)・・・13社(10%)回答

・廃棄物の量

		事業所数	プリペード袋	t	kg	m ³
ビン、缶、 ペットボトル	月平均	10社	43袋 (9社)	0t	0kg	1.1m ³ (1社)
	年間	0社	0袋	0t	0kg	0m ³
	不明	3社				

・リサイクル方法



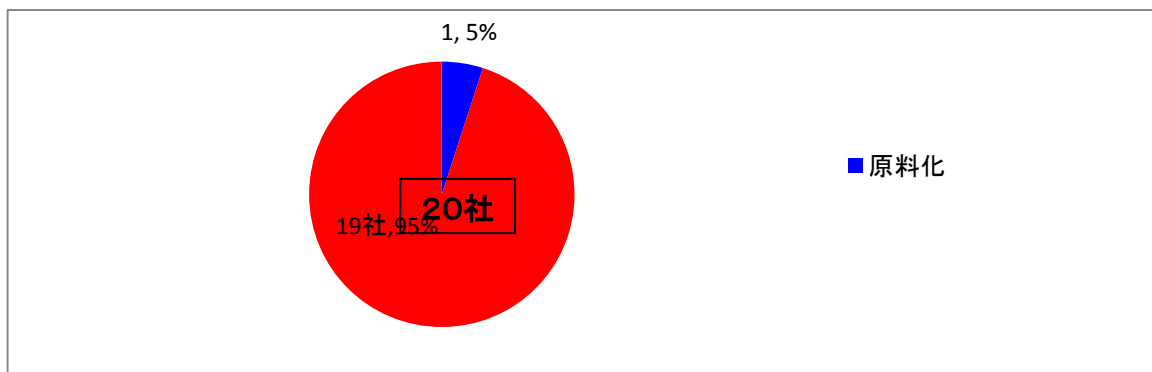
※リサイクル方法では「原料化」と「その他」がともに1社(7%)となっており、「リサイクルしていない」が11社(84%)であった。

その他・・・20社(15%)回答

・廃棄物の量

		事業所数	プリペード袋	t	kg	m ³
その他	月平均	11社	59袋 (4社)	0t	3000kg (1社)	6.8m ³ (1社)
	年間	8社	1280袋 (3社)	14t (1社)	13318kg (2社)	172m ³ (2社)
	不明	1社				

・リサイクル方法



※リサイクル方法は「原料化」が1社(5%)、「リサイクルしていない」が19社(95%)となっている
 ※廃棄物の種類は「電材残さ」「廃インキ」「医療廃棄物」「廃油」「タイヤ」等であった。

問6. 貴事業所から排出される一般廃棄物の処理方法についてお聞きます。
 該当する項目を☑して下さい。(MA)

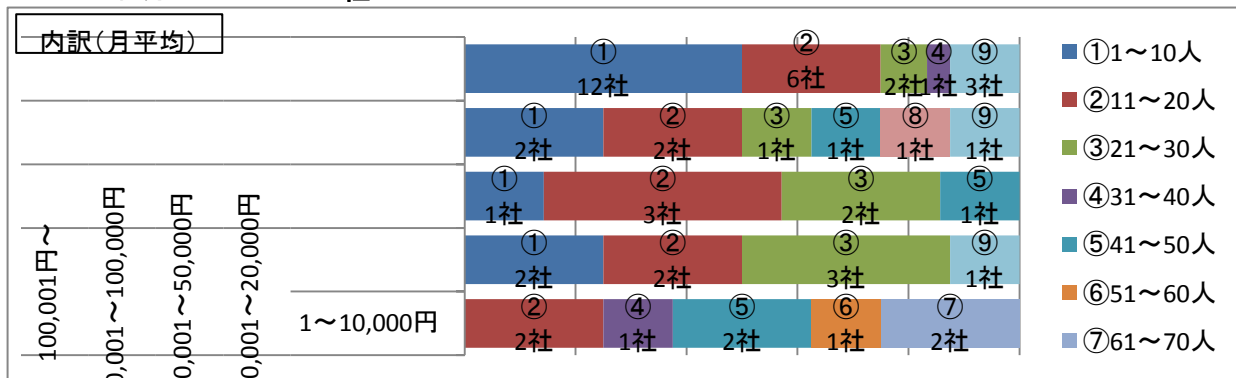
北石狩衛生センターに自己搬入し、処理している	14社(11%)
資源回収等に出している	29社(22%)
一般廃棄物収集運搬許可業者に委託している	107社(80%)
自社内で処理している	7社(5%)
その他	7社(5%)
無回答	3社(2%)

※一般廃棄物の処理方法については「一般廃棄物収集運搬許可業者に委託している」が107社(80%)と最も高く、次いで「資源回収に出している」が29社(22%)となっている。

問7. 貴事業所の廃棄物処理(リサイクルを含む。)に係る費用についてお聞きます。
 該当する項目を☑して下さい。(SA)

月平均		年間	
1～10,000円	24社(43%)	1～10,000円	7社(14%)
10,001～20,000円	9社(16%)	10,001～100,000円	16社(31%)
20,001～50,000円	7社(13%)	100,001～500,000円	12社(24%)
50,001～100,000円	7社(13%)	500,001～1,000,000円	7社(14%)
100,001円～	8社(15%)	1,000,001～3,000,000円	5社(10%)
		3,000,001円～	4社(8%)

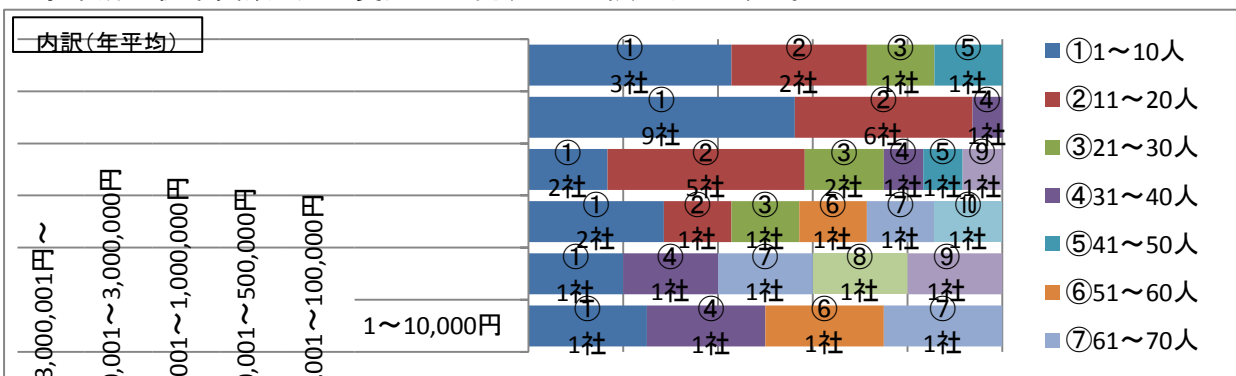
不明 27社



※廃棄物処理費用が月平均「1～10,000円」以内の事業所が24社(43%)と最も高い。

※処理費が1万円以下の事業所のうち12社(50%)が「1～10人」の事業所である

※事業所の従業員数と処理費用は比例するとは限らないようだ。



※こちらも月平均と同様に、年間を通して処理費が100,000円以内が約半数を占めている。

※「10,001～100,000円」で最も多いのが、従業員数が1～10人の9社である。

■ 3. リサイクルについての考え方についてお聞きします。

問8. 貴事業所におけるリサイクルについての考え方についてお聞きします。

該当する項目を☑して下さい。(SA)

再資源化できるものはすべてリサイクルに回すべき	57社(43%)
廃棄(焼却・埋め立て)するよりコストが掛からなければリサイクルに回すべき	26社(20%)
無料であるならばリサイクルに回す	14社(10%)
全てごみとして廃棄すべき	0社(0%)
わからない	5社(4%)
不明	31社(23%)

※リサイクルに対する意識を表す回答が半数以上みられる。

※「廃棄(焼却・埋め立て)するよりコストが掛からなければリサイクルに回すべき」が26社(20%)、「無料であるならばリサイクルに回す」が14社(10%)と3割がコストを意識した回答をしている。

問9. 貴事業所において、ごみの減量化及びリサイクルについて取り組んでいることをお答え下さい。

(MA)

エコマーク、グリーン購入に配慮している	16社(12%)
廃棄よりリサイクルを優先している	37社(28%)
分別を徹底している	89社(67%)
廃棄物を出さないよう社員教育を徹底している	40社(30%)
レジ袋有料化、過剰包装の廃止を実施している	7社(5%)
リサイクル品の回収に協力している	47社(35%)
特に取り組んでいない	15社(11%)
その他	3社(2%)

※リデュースに繋がる「廃棄物を出さないよう社員教育を徹底している」が40社(30%)、「レジ袋有料化、過剰包装の廃止を実施している」が7社(5%)となっている

※リサイクルに繋がる「廃棄よりリサイクルを優先している」が37社(28%)、「分別を徹底している」が89社(67%)、「リサイクル品の回収に協力している」が47社(35%)となっている。

※「特に取り組んでいない」と回答した事業所が15社(11%)あることも、今後の課題の1つである。

問10. 貴事業所において、リサイクルを行う上での問題点についてお答え下さい。(MA)

コストが掛かる	38社(29%)
分別等の手間が掛かる	62社(47%)
資源物の回収が不便	9社(7%)
適当な資源回収業者がない	14社(11%)
保管場所がない	28社(21%)
ノウハウがない	8社(6%)
従業員に分別の徹底を図るのが難しい	12社(9%)
特にない	30社(23%)
わからない	2社(2%)

※問9で67%が「分別を徹底している」と回答している反面、「分別等の手間が掛かる」が62社(47%)と半数近く回答している。

※「コストが掛かる」の29%の回答と、問8でのコストを意識した回答が30%と近似している。